



日本語學新論

伊藤寬著

全

從經久
皇典講
白皇典
劉銘武
譯
國學院
序

810.1

121.5

藤田

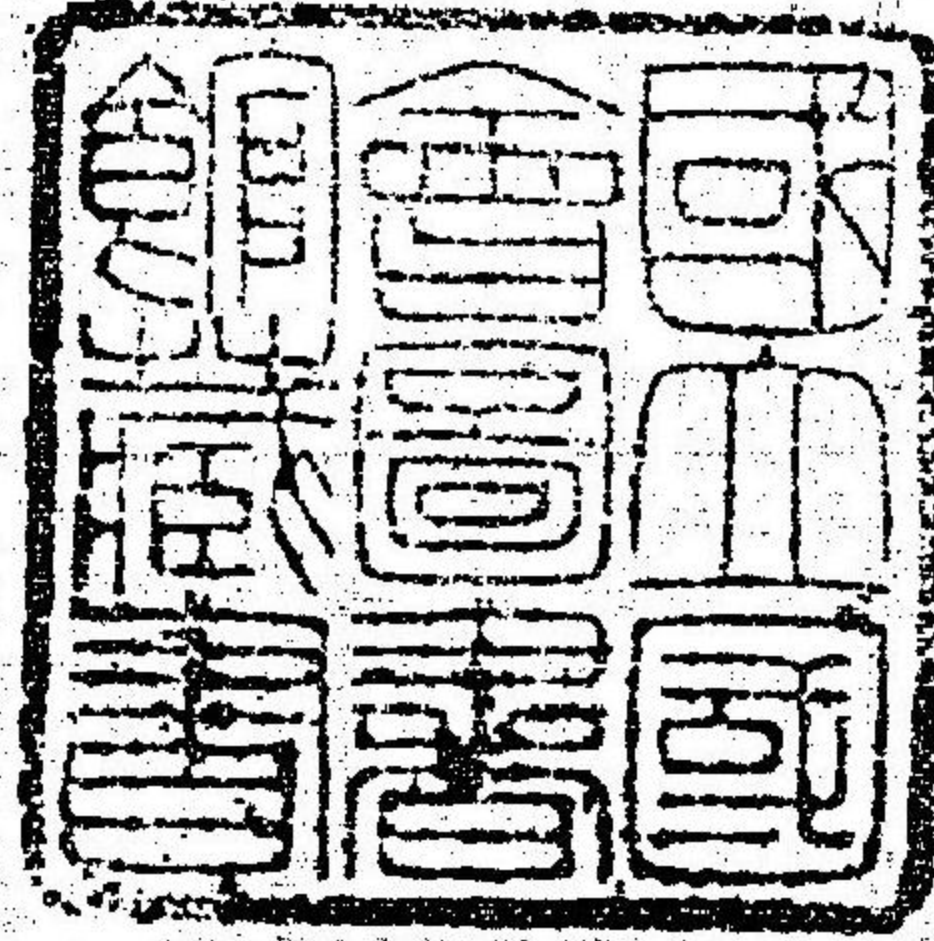
佐藤寬先生著

日本語學新論

東京 文明館藏版

810.1 Sa 778m

810.1
Sa 778m



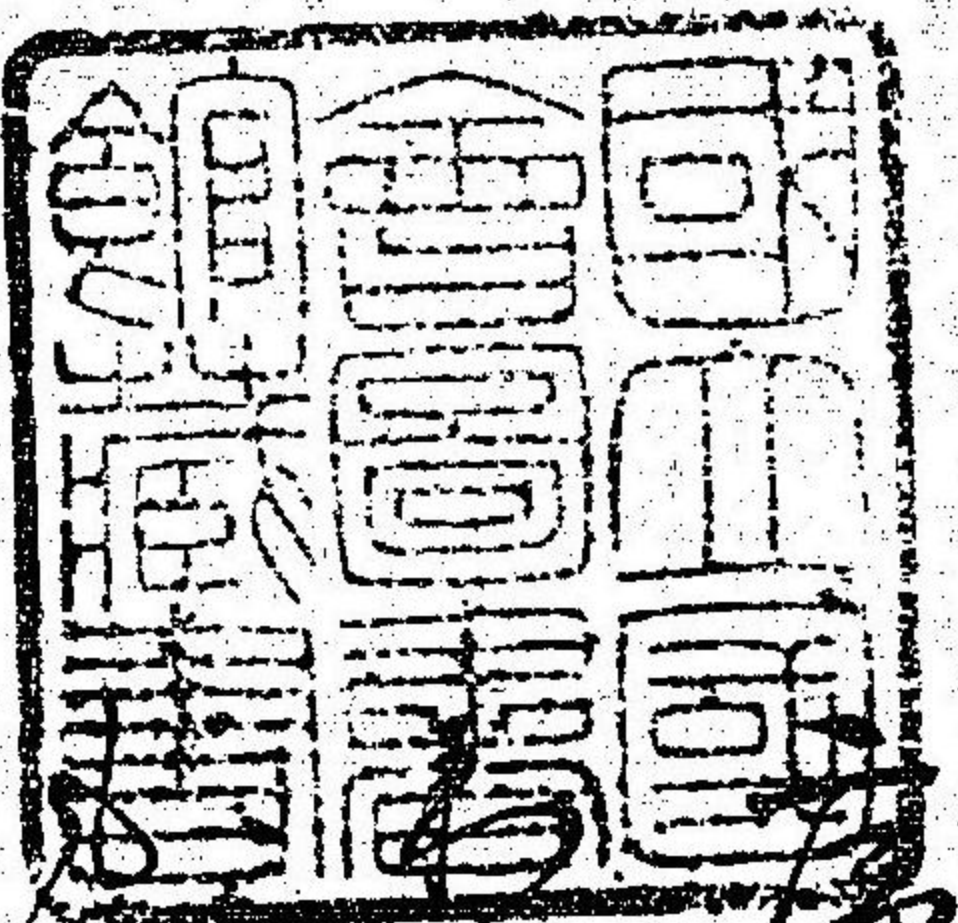
日本語学新論と
皇國と尊嚴の
ありとあらざる
おとろけ



260809

おん(か)あーる(か)國
たはあ(か)の(か)の
文(か)の(か)の(か)の

從一位源朝臣建通



おん(か)あーる(か)國
たはあ(か)の(か)の
文(か)の(か)の(か)の

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document. The text is written in a fluid, connected style across several lines.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. The text is written in a fluid, connected style across several lines.

一、文化財の保護と発展
 二、環境の保全と改善
 三、教育の普及と向上
 四、健康増進と医療の充実
 五、社会福祉の向上
 六、国際協力と平和の促進
 七、防災対策の強化
 八、文化振興と観光の発展
 九、労働者の権利保護
 十、高齢者の福祉向上
 十一、青少年の健全育成
 十二、女性の地位向上
 十三、障害者の権利保障
 十四、都市計画と住環境の改善
 十五、公共交通機関の充実
 十六、エネルギー政策の推進
 十七、環境負荷低減
 十八、防災意識の醸成
 十九、文化芸術の振興
 二十、スポーツの普及

寛政十三年十一月
 御筆
 御書
 御用
 御意

文化財保護法
 環境基本法
 教育基本法
 健康増進法
 社会福祉法
 国際協力法
 防災基本法
 文化振興法
 労働基準法
 高齢者福祉法
 青少年健全育成法
 男女雇用機会均等法
 障害者福祉法
 国土利用計画法
 公共交通機関法
 エネルギー基本法
 環境影響評価法
 防災教育法
 文化芸術振興法
 スポーツ振興法

日本語學新論凡例

一 此の編故ありて、去にし明治二十年の七月中に著し、全編を六章二十節に分けて、專ら我が言語上の事を論らひ、名づけて日本語學新論といひしを、同年の九月、己會通社の聘に應じて、同社刊行の會通雜誌の主筆となりしかば、所々鈔録して、その社説に代へしとあり、翌二十一年、英華書院の請により、全編を其の文苑英華に出さむとせしが、いまだ半ばならずして、廢刊せしかば、果さずと止みにき、二十二年にいたりて、皇典講究所に、講演といふを始められ、己も、その講師となりしかば、此の舊稿を持ち出で、大方に質し、尋て、廿三年の十二月より、聯合教員講習會に於て、又之を講じたり、今集めて一冊子としたるは、猶博雅の教を乞はむとてなり。

一 此の編、今日より之を見れば、淺陋の説、陳腐の論等なきにあらず、且、起草の當時と、今日とは、國文學の消長、雲泥も甞ならず、されば、當時の論說の淺陋となり、陳腐となれる、はた已むを得ぬ事なり、ざるを、今改めむとせば、悉く面目を換へざるべからず、因りて、舊稿のままに存して、別に剛潤を加へず、只第六章語學擴張の方案にいたりて、新に五節目を増補したり、そは、今日に、急切の問題あればなり、

一 此の編、聲音、言語、文字、文章とやうに分類して、一々の起原沿革等を畧述し、且、その目的方法を合論したり、聲音といひ、言語といひ、文字、文章といふ、いづれも連絡せるものから、ろを細かに論述せむには、一小冊子を以て、盡すべきにあらず、されば、已は、只そのあらましを示したるのみにて、れだやかならぬ筋も多かるべし、

他日研究を積まば、聲音史、言語史、文字、文章史とやうに、各別にも、のして、博言學上の參考に供せむとす、此の編は、いさゝか、其の端を發せしものなれども、要するに、語學の必要を説くが主意なれば、餘は、皆引證たるに過ぎざるのみ、

一 此の編、國語を揚げ、洋語を抑へし條々、あまりに過激にわたりて、穩かならぬ筋も多かめり、こは、當時拜西奴^{シレモ}をも、驚かさんとてのわざにて、勢、自づから然らざるを得ず、又洋語の傍に、國音を施し、は、洋書を得讀まぬ人たちに、便、せん、の老婆心のみ、見む人、わづらはしとて、な答めそ、

一 此の編、岡部眞淵、本居宣長等の諸先輩の論說どもより、近來諸家の著述、又は、新聞雜誌等に見えたる、談話にいたるまで、苟も考證となるべきものは、抄出して、掲げたり、さて、其の著者、又は、論者の

名を記したるもあり、漏したるもありて一定せず、又編中、矢野文雄、末松謙澄、菅了法等の論説とも、取るべきは取り、難すべきは難じたるを、或人見て、此等の語學に暗き人たちの説を難せるは、識見いとく、卑しとて笑へり、されども、この亦一種の警策と思ひ、殊さらに、物せしなり、見む人、己が微意を諒せよ、

明治二十四年六月上旬

麴亭主人 識

日本語學新論目次

總論

第一章 聲音

第一節 聲音の本因及聲音の正變異同

第二節 聲音の事に付き矢野文雄氏の説を難す

第三節 西洋諸國の聲音及本居宣長翁の説

第二章 言語

第一節 言語の性質及活用

第二節 言語正變の原因及末松謙澄氏の歐文沿革考の中
英吉利の部

第三節 菅了法氏の日本語の説を難す

第三章 文字

- 第一節 上代符號文字を用ゐし考
- 第二節 文字の中興及文字の性質
- 第三節 國字と洋字との便否

第四章 文章

- 第一節 古文及古文衰退の原因
- 第二節 雅文の起原及諸文體の沿革
- 第三節 現行諸文體の得失及矢野文雄氏の意見

第五章 語學

- 第一節 語學の起原及必用の理由
- 第二節 現行語學書の完全ならざる事及末松謙澄氏の説を

難す

第六章 語學擴張の方案

- 第三節 語學書撰定及綴字書編纂の意見
- 第一節 公私諸學校に必國語科を設置すべき事
- 第二節 國語専門學校を設立すべき事
- 第三節 國語國文上に關する諸學會一致すべき事
- 第四節 小學生徒に綴字書を教授すべき事
- 第五節 教育唱歌を擴張すべき事
- 第六節 俚歌俗謠を振起すべき事
- 第七節 國語會話を起すべき事
- 第八節 國語を海外諸國へ輸出すべき事
- 第九節 新聞雜誌稗史小説等を改良すべき事

第十節 我が政府語學の擴張を實行すべき事

附

演説 聯合教員講習會に就て

日本語學新論目次畢

日本語學新論

佐藤 寛 著

總論

古は、聲音清みて、たゞしかりけむも、今は濁りて、まぎらはしく、古は、言語直くして、すなほなりけむも、今は、曲りて、よこなまり、古は、たほらかにして、文字の用は、すくなかりけむも、今は、しげくして、わづらはしく、古は、足らひとりのひて、文章の格は、違はざりけむも、今は、うつろひみだれて、かなはざるが多かめり、凡、聲音、言語、文字、文章の四つのものは、人の精神を寫し、思想を傳ふるには、必、欠くべからざるものにて、萬物の長として、世にたゞむも、げに、この四つのものに由れる予かし、されば、聲音の濁りて、まぎらはしく、言語の曲りて、よこなまりにたるは、やがて、人の精神の、正し

く直からざるを知るべく、文字のしげくして、わづらはしく、文章のうつろひみだれにたるは、やがて、人の思想の、足らひとゝのはざるを知るべし、さて、今の濁りて、まぎらはしき聲音を、古の正しくすめるにあらため、今の曲りて、よこなまれる言語を、古の直くして、すなほなるにかへ、今のしげくして、わづらはしき文字を、古のれほらかなるに直し、今のうつろひみだれたる文章を、古の足らひとゝのひたるに、引き合はせむには、先づ語學といふものを、廣めざるべからず、語學あまねく廣まりて、人々皆まむことをおもひ、古の言語の、すなほなるをめで、今のよこなまれるを、直さむことを考へ、今の文字の、わづらはしきをいとひて、古のおほらかなるに、かへむとを欲し、古の文章の、とゝのひたるを、またひて、今のみだれたるを、正さむことを願はむは、志ある者のなすべきわざになむ、今明

治の大御代は、古とは事かはりて、萬々めでたく足らひたるが中に、獨り古におどりて、劣なく拙きは、言語文章の道なりけり、ざるは、三葉の中御代より、聲音まぎらはしく、言語よこなまり、文字文章の道も、漸々にみだれこしが、今の大御代になりても、よしとよく見て、そを改めむとするもの、最、まれなるからに、かの西洋諸國の言語文章などの、流れ入るまに、又さらに、亂れにみだれむとする有様なれども、人みな今の聲音のまぎらはしきに馴れて、古の正しきをおもはず、今の言語のよこなまりたるになれて、古のすなほなるを考へず、今の文字のわづらはしきに馴れて、古のおほらかなるを欲せず、今の文章の亂れたるになれて、古のとゝのひたるを、またはず、中々に、今の聲音をもて、古のを怪しうおもひ、今の言語をもて、古のを惡しと心え、今の文字をもて、古のを便りよからずとそしり、今の文章をもて、古のを解しがたしとあざけるめり、されども、

これ等は、今の事のみを心得て、古の事には、暗きしれものども、いふことなれば、深く咎むるには、足らざれども、一大虚に、吠ゆ、とかいふこともあれば、この僻説ヒキコトの、弘く行はれむことを、恐れ、且ツかゝる僻説を、いひ出づるも、亦我が語學の、いまだ一定せざるに、由ることゝおもひて、さては、此の書をこそ物したれ、されば、この書上、朝野の人たちの、言語文章をあげつらはれたる説セどもを書きあつめて、善きは擧げ、惡きは、しりぞけ、又世の人の、いまだ云ひ出でざる説をも物して、聊カその是非をあげつらへり、若シおのれが説、世に行はるゝ事もあらむには、世の人やゝ古の正しく、今のあやまれるを、知りわきまへて、假令今の俗語を以て、言語文章に用ゐるども、猶ナてにをば「かなつかひ」は、あやまらざるべく、てにをば「かなつかひ」あやまらずば、正しき古の面影を見るに、足るべく、古の面がけにして、猶ナのこれらむには、遂には、この本を究むる者も、出で來ぬべく、よし出で

來ずども、言語文章の標準となるべき、語學一定したらむには、その誤りを正し得べし、かくて、世の人みなてにをば「かなつかひ」に、心をとむるやうになりたらむには、我が國學の道も、いよゝ開らけゆきなむか、されば、今より五十年、百年のとし月を経む間には、今の聲音の、古の如くたゞしくなり、今の言語の、古の如くすなほになり、今の文字の、古の如くおほらかにになり、今の文章の、古の如く足らはむやうにならむも、いまだ知るべからず、とまれかくまれ、今の大御代には、語學といふものなかるべからず、故レおのれ今この事を論らひ、且ツれし弘めんとするにあたりて、その本たる、聲音言語をはじめ、文字文章にいたるまでの、性質組織等を畧述し、もて、愚見を加へぬ、さて、この章を六つにわかち、第一章には、聲音、第二章には、言語、第三章には、文字、第四章には、文章、第五章には、語學、第六章には、語學擴張の方案と、次ニ々に物したり、抑シおのれは、古を好むものなり、され

とも、古は、古なり、今は、今なり、今の世にありては、今の人の便りよきに、ま
かするころよけれ、されば、古にも附會せず、今にも拘泥せず、古と今とを
斟酌し以て、今の世によけひ、とれもへる條々をのみ記せれども、若れの
れが見る所、理にかなはず、言ふ所道にたがひて、猶他に高論卓説もあら
むには、聞かまほしく、従はまほしくころ。

第一章 聲音

第一節 聲音の本因及聲音の正變異同

人の聲音ばかり奇しく妙なるものはあらじ、さるは、千萬の言語となり
て、千々の事物をいひわから、萬の道理をも、いひときもてゆくに、足らは
ぬまもなく、あかぬことなく、いとくめでたきものなればなり、さて、そ
の聲音は、いかにしてか發するといふに、先、肺臟收縮機の運營によれる、
呼吸氣の功用と、喉頭聲門に裝せる、聲門帶、及呼吸筋等の作用と、相須ち

て以て發すべきものとす、之を譬へていはむに、人の呼吸は、猶空氣の流
動するが如く、聲音は、猶風の生ずるが如し、是を以て、聲音は、喉、牙、唇、舌、な
どに觸るゝ緩急によりて、直きも曲れるも、清めるも濁れるもあること、
風の山川草木などに觸るゝ強弱によりて、輕きも重きも、和きも荒きも
あるに異なることなし、さて、風は、輕く和く吹くを以て常とし、聲音は、直
く清みて發するを以て常とす、之を譬へていはむに、暴雨俄かに降りそ
ゝぎて、天雷鳴りひびかむには、人みな之を天變といふべく、疾風ゆくり
なく吹き来りて、地震とゞろきわたらむには、人みな之を地變とやい
はむ、しかいはむ故は、疾風暴雨、天雷地震などは、常にあるべきものなら
ねばなり、されば、常にあるものは正にして、常になきものは變なり、聲音
も此と同じく、直くして清めると、曲りて濁れるとに由りてころ、正變の
差別はあるなれ、直きもの、皆此の理なるを濁れるとは、是は尺度の曲れる

さて、聲音の正と變とは、其の國々の水土の善惡によるものなり、昌黎が
廖道士を送る序に、郴之爲州、又當中州清淑之氣、蜿蜒扶輿、磅礴而鬱積、其
水土之所生、神氣之所感、白金水銀、丹砂石英、鐘乳橘柚之包、竹箭之美、千尋
名材、不能獨當也、意必有魁奇忠信材德之民生、其間云々といへり、こは、皆
に昌黎のみにあらず、山水秀靈の地、必、偉人出づなと、漢學者流の常にい
ふことにて、げに、其の理なきにあらず、水土のすぐれたる地は、生るゝ人
優にやさしく、水土のれとりたる地は、生るゝ人たけくをゝし、西京は、水
土のすぐれたる地なり、是を以て、生るゝ人優にやさしく、東京は、水土の
おとりたる地なり、是を以て、生るゝ人武くをゝし、武くをゝしければ、其
の聲音やゝ短急にして、曲りて濁り易く、優にやさしければ、其の聲音れ
のづから圓滑にして、直くすめり、葵川信近氏が宇内立國大要別録とい
ふ書を見るに、亦此の事を論へり、其の畧に、

我邦靈淑之氣、亦見于人之語音焉、先哲以爲、語音之變、由乎水土、固不爲
無謂也、恭惟我邦屹立於大瀛中、陽光炳耀、大氣新鮮、是其靈淑之氣、人之
與物、皆莫不資焉、故稱其毛曰瑞穗、其言曰言靈、且人之生、魄以魂、魂屬天、
魄屬地、是魂之靈、未必由水土、而魄必原之水土、人之宜其意、而發于言者、
其聲隨地不同、以是也、于越夷貉之子、生而同聲、長而殊俗、所以殊俗者、必
先見于語音、凡五方之聲、出乎喉者、大抵皆同、而唇舌則否、蓋唇舌屬肉、肉
屬地、是以唇舌之聲、隨地有輕重疾徐之異、而餘聲轉繞、亦有彼此不相同
者、故在此爲入聲者、在彼或爲去聲、爲上聲、在此爲去聲、爲上聲者、在彼或
爲平聲、又有一音散爲二音者、有二音翕爲一音者、或在此不能辨其爲平
爲去者、在彼服習已久、則皆得辨之、蓋隨水土而變、人不自覺也、若夫本邦
人、其聲單而質、其音希而疎者、不特由乎水土、抑亦神聖薰陶所致、所謂比
志理之教化令然也、

云々どあり、さて、前に引ける東京、西京はさらなり、我が國內ありとあらゆる、郡縣市町村にいたるまで、悉く聲音を異にするは、水土の善惡に由ること知るべきなり、我が國內すら、斯くばかり、聲音の異同はあるものを、況て汝の八百重を隔てたる、彼の西洋諸國の聲音と、異ならでやはあるべき、

第二節 聲音の事に付き矢野文雄氏の説を難す

前に引き出でたる、葵川氏の文中にも、我邦、屹立於大瀛中、陽光炳耀、大氣新鮮、是其靈淑之氣所鍾、人之與物皆莫不資焉、といはれたる如く、我が國は、大瀛の中に屹立し、殊に東方の極位を占めて、萬國の首に居れば、陽光の炳耀なるも、大氣の新鮮なるも、げに、うべなりけり、さる清淑の氣を受けて、日足りそだつ國人なれば、自づからに、萬の事も物も、すべれたるが中に、聲音言語の道はしも、殊に正しく美しくしきこと、實に萬國にまさり

たり、然るに、矢野文雄氏の文字新論に、

純粹ナル日本ノ土語ハ、平長ノ聲「マ」「ム」「レ」「ロ」「マ」「ム」「レ」「ロ」等ノ如ク其ノ音和カニ長キ者ノミニテ短聲ナシ、(「テン」「ペン」「ハン」「クワ」「レン」「ペン」「ハン」「クワン」)ノ如ク短キ聲ナク又急聲ナシ、(「クワイ」「バツツ」「クワイ」「バツツ」)等ノ如キ急迫ノ聲ナキナリ、斯ク短聲急聲ナクシテ、平長ノ聲ノミナリシ時代ニハ、我々ノ祖先ハ實ニ不便ナリシコトナルベシト思ハル、何トナレバ、平長ノ聲ノミニテハ、是非トモ其ノ言語長クナリテ、甚ダ不都合多ケレバナリ、彼ノ「ヒコナギサタケ、ウガヤフキアヘズノミコト」ノ如キニ至テハ、其ノ長キコト實ニ驚クベキニアラズヤ、

といはれたるは、卓識なる氏にも似ざることかな、そは、今こそ世の事業いと繁くなりて、聲音言語の道さへ、みだりがはしくなりにたれ、古は、萬

ねほらかにして、直く正しかりければ、いはひことは、優にやさしく、語ら
 むことは、おだひにやすらげく、自づからに、足らひと、のひたりけむ、さ
 れは、古事記、日本紀等に見えたる、神々の言語ゴトノコトのくだりは、殊にうつくし
 くめでたきにあらずや、且、聲音言語の如きは、其の時代に由りて變遷す
 るものなれば、當時の聲音言語が平長なりとて、當時の人、いかで不便を
 感すべき、そは、誠に見易き理にて、西京の人の音語の平長なると、東京の
 人の短急なるとにても知るべし、氏は、ヒコナギサタケ、ウガヤフキアヘ
 ズノミコトといふ十九音の名を長しとて、批難せられたれど、現英國ビ
 クトリヤ女王の夫の名は、フランシス、アルバルト、チウガスタアス、チャ
 アルス、エマニユウルといひて、二十八音、又獨逸ヘスといふ處の公爵の
 名は、ルドビツク、クリスチアン、ジヨウジ、フレデリツキ、エミル、アレキサ
 ンドルといひて、三十一音あるにあらずや、氏は、此等の名には、短急音

あるを以て、長しとは聞かれざるにや、蓋、氏は、彼の西洋諸國の短急なる
 音語を、云ひなれ聞きなれて、我が直くすみて、平長にわたる音語を、不便
 なりともはるゝは、我が國風の優にやさしかりし古のさまを、深くも
 れもれば、はれざる誤にころ、抑、聲音に、正變異同あるは、水土の善惡によ
 ること前に述べたる如く、東京と西京とのやうに、其の土地々々に分け
 ていふ時は、いろくに差別サベツあれども、我が國をたしなべていはんに、
 其の聲音、悉く純正なりといはむも、誣言には非ざるべし、そは、彼の支那は
 さらなり、西洋諸國に比べても、我が國の如く、純粹の聲、正雅の音なければ
 なり、さて、其の聲音の純粹正雅なるは、支那にもいと貴み、たむがしむこ
 とにて、論語先進の篇に、子曰、由之瑟、奚爲於丘之門、註云、言其聲之不和與
 己不同也、家語云、子路鼓瑟、有北鄙殺伐之聲、蓋其氣質剛勇、而不足於中和、
 故其發於聲者如此、云々と見えたる、北鄙殺伐之聲といひ、不足於中和と

いふは、平長にして、正しき聲音にはあらで、濁りて短急なることを明けし。左傳襄公二十九年の傳、及史記吳太伯世家の王餘祭四されば、孔子は、奚爲於丘之門と、いはれしなり、其の他、漢籍どもに、かゝる例いと多く、治世之音、安以樂、亂世之音、怨以怒、亡國之音、哀以思など、且々も見えたり、さて、治世之音といへるは、必平長なるべく、亂世之音、亡國之音といへるは、短急にして、まぎらはしきものなりけむ、然るに、我が國には、治世の音のみなるからに、常に平長になり、彼の支那、及西洋諸國には、亡國の音のみ多かれば、常に短急になるめり、此の理をわきまへたらむには、平長の聲音ころは、はしくもめでたくもあれ、短急なるは、いとく嫌ふべきものになむ、されば、我が五十音の外に、濁音半濁音などいふものあれども、元、正音の變調にて、直くすめる純粹の音ならねば、之を別には立てず、正音に攝するものなり、さて、此の濁音半濁音といふものは、皆連聲の

便によりて、生せしものにて、孤立單行して、濁音となり、或は、半濁音となるものは、いまだ其の例をしらず、こゝを以て、一音の言に濁る例なく、又二音三音を合せたる言にも、首を濁る例なし、凡て濁は、たゞ其の中下のみあり、然るに、上へ他の言をつらねて、合はせいふときは、首をも濁ること多し、月をも望月モキツキなどいふときは、ツを濁り、川をも谷川タニガハなどいふときは、カを濁るがごとし、此の例を以て見れば、一言のうちの中下に濁あるものも、其の本は、二言の連合せるものならんか、其の心得やすきものを、一ツ二ツ例をいはゞ、祖父祖母は、大父、大母の義、柳は、箭之木、窓は、間戸、袖は、衣手、筆は、文手、札は、文板にて、皆二言の、一言になれるにて、濁音は、いづれも連聲の便ならざるはなし、又半濁は、必「ン」「ツ」の下に接きて、亦連聲の便によるものなり、其の例は、思慮オモヒカガリをおもひばかり、專モハラをもつばら、引き張るを、ひつばら、眞平マコトヒラを、まつびらと、呼び做すバ、ビの類、又字音に、

憤發を「ふんぱつ」半臂を「はんび」難風を「なんふう」門表を「もんへう」散步を「さんぱ」と呼び做すバ、ビ、ブ、ベ、ボの如き是なり、此は皆中世以降支那の字音を呼びなれしよりうつろへる正音の變調にて、固より正しきものにあらざるなり、以上の例によりて濁も半濁も孤立單行のものは、一もなきを知るべし、さて、我が五十音は、縦横音韻相とのひて、まざるゝことなく、亂るゝことなく、五十にして、足らざる音もなく、餘れる音もなきゆゑに、一も除くことあたはず、又一も添ふることあたはず、凡、人の正音は、此に全備せり、されば、此の五十の外は、皆鳥獸萬物の聲に近きものにして、溷雜不正の音なり、然るに、今の洋學書生のうちには、我が五十音の事だにわきまへず、或は、聲音たらずとろしり、或は、言語とゝのはずと嘲るめるは、彼の西洋諸國の溷雜なる音になれて、正音の正音たるを知らぬものどもにこそ、いでや、彼の國音の不正なる事どもを、擧げつらねて、

拜西奴の目を驚かしてむ、

第三節 西洋諸國の聲音及本居宣長翁の説

西洋諸國の聲音は、凡て朦朧と濁りて、いとまぎらはしきが多し、故に、ア、と呼ぶ音の、オ、の如くにも聞え、ワアの如くにも聞え、又オ、と呼ぶ音の、ウ、の如くにも、ホオの如くにも聞ゆる類、分曉ならざること多く、又カ、キ、ク、ケ、コ、と、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、と、ワ、キ、ウ、エ、ナ、と相涉りて聞ゆるなど、諸の音、皆我が國の正音の如く、分曉ならざること多し、ろは、西洋の聲音は、支那にていふ入聲多くして、平聲いと少きがゆゑに、譬、我が國の正音を呼ばしむるも、ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ナなどやうに、皆必、長く引きて、短く正しく呼ぶこと能はず、短く呼べば、必、其の尾物にゆきあたりたる如くに急促りて、咽の内に隠々として、韻を帶べり、我が國の音は、然らず、いかに短く呼ぶとも、正しく舒緩にして、急促ることなし、又西洋には、

こは、綴字のうへのみにあらず、一字一義を具へたるものにて、濁音半濁音、又ンと列ぬる音多し、譬へば、我が國にて、ヤマ(山)といふを Mountain、カハ(川)といふを River、といふが如き、マウンテン、といふ一字の中に、ンと列ぬる音ニあり、又、リーバー、といふ一字を、リーと引きバーと引くのみならず、バといふ濁音あり、此は、我が國の、箭之木を、音便によりて、ヤナギ、といふ類にはあらず、孤立單行して、バと濁るものなり、此等の類、枚舉の上、今は只山川といふの、カ、字、さばあれ、今之を音便と看做して、許さん、も、首より濁るものを、如何はせむ、ろは、タニ(谷)といふを valley、キシ(岸)といふを Bank、又ムスメ(息女)といふを Daughter、アニオト(兄弟)といふを Brother、といふが如き、「バレー」のバ、「バンク」のバ、「ドーター」のド、「プロザア」のプなど、皆首を濁れり、又半濁音にて、首を濁るは、「ウタヒト」(詩人)といふを、^{キハト} Poet、「エダクミ」(畫工)といふを、^{ペインター} Painter、といふが如き、「ポエツト」のポ、

「ペインター」のペなど、亦皆首を濁れり、此等の類は、殊に正しからざるものにて、我が國の古は、さらなり、聲音言語のみだれたる今の世にて、絶えてなき事なり、然るに、英國には、かゝる不正の音、常に多くして、直くすめるは、希しなり、こは、たゞに英國のみにあらず、西洋諸國、皆悉からざるはなし、今諸國の數字のうちの、殊に不正と覺しきものを、抜き出でむに

| 國名 | 不正音 | 其の意義 |
|------|-----|------|
| 西藏 | ドゥン | 七 |
| 暹羅 | ムウン | 一 |
| 交趾支那 | ラン | 五 |
| 東京 | ボン | 四 |
| 印度中部 | チン | 三 |

| | | |
|--------|------|---|
| 印度前部 | ツン | 三 |
| 亞布我仁斯丹 | ピンザ | 五 |
| 馬禮 | セクルン | 九 |
| 百兒西亞 | パーチン | 五 |
| 武流馬 | ソン | 三 |
| 日耳曼 | フィンフ | 五 |
| 魯西亞 | センム | 七 |
| 英吉利 | テン | 十 |
| 佛蘭西 | サン | 五 |
| 伊太利 | チンクキ | 五 |
| 古希臘 | ベンテ | 五 |
| 古羅馬 | クインク | 五 |

右の如く、一より十までの數字の中に、ンと別ぬる音のあらざるはなく、
 ドボピバベなどの首を濁れるさへ見わたるは、やがて、彼の諸國の聲音
 の、正しからざるを知るべき明證とす、本居翁が漢字三音考といふ書の、
 鳥獸萬物の聲の條に、

外國ノ引音濁ル音急促音ノ音ハ行の半濁音等ハ皆是不正ノ音
 ニシテ、人の正音ニ非ズ、鳥獸萬物ノ音ニ類セル者ナリ、イカニト云ニ、
 先ツ鳥獸ノ聲ハ、馬ハニイ牛ハモオ、ナド、皆必長ク鳴テ、ニモモ短
 クハ鳴コトアタハズ、彼ノ外國人ノ引ク音コレニ近シ、又雉ハキン、犬ハ
 ワン、鼠ハチウ、猫ハニヤウト鳴クタグヒ、外國ノ曲ル音、ンノ韻ナド是
 ニ近シ、又鳥ハカア<ト鳴クヲ、若シ短ク鳴クトキハ、必カツ<
 ト急促リ、蛙鴨ナドノギヤ<ガツ<ト鳴クタグヒ、凡テ短聲ノ者
 外國人ノ入聲コレニ近シ、鳥ノカツ<、蛙ノギヤ<、馬ノガツ<、
 類ノカタツ<、其韻ハアラハナラザレドモ、急促

ル所ニ、隠々ト響アル、サテ又絲ノ聲ハピン、ボン、竹ノ聲ハヒイフウビ
 コト全ク入聲ノ如シ、イブウ、金ノ聲ハチン、チヤン、チヨン、グワン、ボン、革ノ聲ハデン、ドン、カ
 ン、ボン、木ノ聲ハカツク、石ノ聲ハコツク、ナドト鳴ル、萬ノ物ノ聲
 皆此ノ類ニテ、長キモノハ必ズ響アリテ短キコトアダハズ、短キ者ハ
 必ズ急促テユルヤカナラズ、凡ソ鳥獸萬物ノ中ニ、其聲ノ皇國ノ五十
 音ノ如ク、單直ニシテ正シキ者ハ一ツモアルヲナク、皆サマヅト癖
 アリテ、外國人ノ音之ニヨク似タルモノ也、

とあるは、唯漢字三音の事に付て、いはれたる説なれども、西洋諸國の音、
 亦よく此の説にかなへり、されば、諸國の音も、皆鳥獸萬物の聲に近きに
 や、我が聲音の事を、此と彼といひひかひる輩は、比べても、おもふべきわざ
 になじ、

第二章 言語

第一節 言語の性質及ビ活用

言語に、重音、單音の二種あり、重音語とは、數音合して、一語をなすものを
 いひ、單音語とは、一音にして、一語を成すものをいふ、譬へば、「身」を「ミ」とい
 ひ、「血」を「チ」といふ類は、一音にして、一語を成すものにて、「山」を「ヤマ」とい
 ひ、「川」を「カハ」といふ類は、二音にして、一語を成すものなり、その他、幾音を重
 ねいふも、皆此の例にて知るべし、さて、我が國の言語は、かく重單交用す
 るがゆゑに、その便いおばかりなく、且、語尾の變化によりて、さまざまに
 活用けども、支那は、しからず、一音あれば、必ズ一語をなし、一語あれば、必ズ一
 字を成して、語尾の變化などなきからに、文字の數のみ多くなりて、さば
 かりの功用もなし、但シ二音を合して、一語となすもの、全くなきにはあり
 ザ、うは、之、於、も、し、く、は、之、子、を、約、め、て、體、となし、即、子、張
 書、諸、紳、と、記、せる、類、又、笑、不、若、く、は、笑、不、を、約、め、て、體、となし、即、各、言、三、樹、志、
 の、類、是、也、されども、かゝる類は、いとく、希にして、例となすに足らざれ
 ば、支那語の性質を、なべていふと 然るに、彼の西洋諸國には、我が國の言
 きは、已は、これを單音語といふ、

語のごとく、多くは皆重單交用するを以て、其の便なること、支那語に比べたらむには、雲泥の差あるべけれども、又我が國語の奇しく妙なるに比べたらむには、さらに、雲泥の差やあらむ、抑我が國の古言は、五十の音を出でず、是天地間純粹正雅の音のみを用ゐて、潤雜不正の音を削へざるが故なり、さて、かく用ゐる音は、少けれども、彼此相連ねて活用する故に、幾千萬の言語を成すといへども、足ざることなく、盡ることなし、其上、一言のうへにも、亦活用ありて、たとへば「言」思オモフの如きは、ハ、ヒ、フ、ヘ、と轉用して、イハム、イヒ、イフ、イヘ、オモハム、オモヒ、オモフ、オモヘ、と活用し、「往」還ユクの如きは、「往」は、カ、キ、ク、ケ、カヘル「還」は、ラ、リ、ル、レ、と轉用して、ユカム、ユキ、ユク、ユケ、カハラム、カヘリ、カヘル、カヘレ、と活用し、諸の言皆此の格にて、第一の音ア、カ、サ、タ、ナ、ハ、マ、ヤ、ヲ、ワ、は、いまだ然らざるに用ゐ、第二の音イ、キ、シ、チ、ニ、ヒ、ミ、イ、リ、キ、は、方に然るを下へ云ひたくるに用ゐ、第三の音ウ、ク、ス、ツ、ヌ、フ、ム、ユ、ル、ウ、は、方に然るを云ひさだむるに用ゐ、第四の音エ、ケ、セ、テ、チ、ヘ、ノ、エ、レ、エ、は、然せよと合するに用ゐれをも、上にコロの辭あるときは、第三の音と同意になり、下にバ、ド、ド、モ、などいふ辭あるときは、また已然になるなり、只第五の音オ、コ、ソ、ト、ノ、ホ、モ、ヨ、ロ、ヲ、のみは、かくのごとくなる活用の例なし、又上件の外にも、種々の活用ありて、千言萬語、各その例格たがふことなし、又言をつらねて語をなすに、ハ、モ、ゾ、コロ、サ、ニ、チ、ヤ、カ、ム、等の辭ありて、其の意を分つ、凡てかく活用助辭に由りて、その義は細に分かるゝものなり、五十音の事は、古史本辭經にはしく、活用は、なれば、今、堀秀成氏が、語格全圖といふもの、末に、活用助辭の數を記して、

此圖ニ所載、三十二音ニ、百八辭一段ニ出ル同辭係リテ、三千四百五十六言トナル、又四段ノ活、六言ヨリ變格有ノ詞ニ轉テ、六百四十八言加

りて濁音半濁音なといふものさへ出て來にたるは、やがて我が正音正語に、彼の不正音不正語のまじこりたるによるものなり、されば西洋諸國の聲音のたゞしからざる、又言語のよこなまれるは、やがて其の國々の兇暴無殘にして、君臣の義、上下の分などは、嘗て知るものなく、弱の肉をもて、強の食とする習^じによれること知るべし、今ろのゆゑよしを明さむがため、末松謙澄氏の歐文沿革考の中なる、英吉利の部を抜きいで、左にしるす、

上略羅馬人征入の前英國の土言は、歐洲言語三大種族の一なる土言にて、ケルチツク語なりしが、羅馬人之を征服するに及び、各所に兵營を置き、大道を開て國內の通行を便にし、鐵將を廢して政令を行ひ、羅馬市街を造り、遂には天子自ら蹕を移せし者あるに至る、斯の如きこと四百年に内外す、此時に方り、英國には羅馬語と土言との二種あり

しと知るべし、勿論、蘇格蘭及愛爾蘭の土言は、英國内地の土言とは幾分の差あれども、同くケルチツク語種族に屬す、羅馬兵權の衰ふるに及び、日耳曼北部の人民、亂入を四方に始め、英國にはエルフ河畔より、サキソン人、アングル人、ジュート人など續々として、諸方の海岸に攻入たり、時に羅馬人は、既に擧て其の本國に歸り、土人は戰ひて死するあり、捕へられて殺さるゝもあり、深山幽谷に潛逃するもあり、其儘に残りたるは、悉く奴隸とせられ、婦女子には、攻侵入の妻となりしもあるべけれども、素より其の土言を保持する勢力なく、遂に英國の言語は、攻侵入の言語に化し、羅甸并に從來の土言は、殆ど其の蹤迹を内地に留めざるに至れり、其の狀、恰も我が日本人が蝦夷人種を攻伐し、我が古言を輸入せしと同じと思はる、今の英語の本宗は、即ち此の攻侵入輸入の語なり、其の首としてアングロ人、サキソン人の輸入に係る

が故に、或は之をアングロ、サキソン語と稱す、勿論、均しくエルブ河畔の土言に出たる者とはいへども、輸入の種族の異なれば、地方轉訛は幾分の差異ありしと知るべし、併し兎に角に文字もありて書を作る術を知れり、其の用ゐる所の文字は、日耳曼の古字体に似たるもあり、羅匈字に似たるもあり、故に學者の説にも、日耳曼より持來りたるものなりといふもあり、從來の土人が、已に羅馬字を折衷して作り居たるを取りたるなりといふもあり、又此の二体を合して、新に作りたる者ならむといふもありといへども、確證の徴すべきなければ、姑く之れを舍くも、アングロ、サキソン語の英國に行れしこと、六百年の久きなれば、其間漸次に、其体裁を成せしは疑ふべからざる事實とす、殊に、アルレッド王は、幼少にして二たび羅馬に遊びしこともありて、夙に文學の要を悟り、自ら率先して新書をも著し、羅馬書をも翻譯し、已

に粲然見るべき文章ありしこと、其の遺物を見て明なり、然るに此頃よりして、已にデーン人種、即ち今の丁抹諾威邊海岸の人民英國に攻入し、遂に王統もデーン人を奉ずるに至れり、デーン人の言語は、アングロ、サキソン語と其種族を同らすといへども、發音其他悉皆同一の者といふべからざれば、在來の英語に幾分の變動を與へしこと知るべし、已にして、能爾曼人の攻入に遇ひ、世は全く變して封建制度となり、言語も古來未曾有の大變化を生じたり、其の故は國王は能爾曼人なれば、宮中の言語は固より能爾曼出の佛語たるのみならず、國中各處に封せられたる諸侯、并に附屬の武人は孰も能爾曼人なれば、是亦悉く佛語を用ゐ、遂に裁判所の言語まで佛語の外は、用ゐざらしむるに至れり、而して、在來の英人を問へば、征服せられたりとは雖ども、以前土人が日耳曼人に其の大半を殺されたる時と違ひ、人口も多く、且

急に外國語を學び得る者にあらざれば、依然として在來の英語を用う、詞を換て之を言へば、英國は、此時に至り、再び二種の言語を國內に出せしこと、最初羅馬人攻入の時と同じ、勿論、能爾曼人の攻入は、羅馬人の攻入と其趣は變はり、何事によらず、上下の交通は、幾層の接近を加へたれば、時日を経るに隨ひ、能爾曼人は、幾分か英語を覺え、英人は幾分か佛語を覺え、其發音も、英人が日耳曼より持來りたる北方の堅音は、能爾曼人が持來りたる南方の輕音に化せられ、能爾曼人の南音も、幾分か英人の北音に化せられ、云はゞ雙方歩み合の如き姿に赴きたりといへども、猶充分の混化に至らず、故に此の時代の著書は、上等士流の爲にする者は、佛語を用ひ、一般人民の爲にする者は、英語を用ひたれども、其れさへ、兩語とも未だ完全ならず、殊に英語は、已にアルフレッド王時代の盛時を失ひたれば、其の艱難想ひ知るべし、且又學者

の重に研究する所は、羅馬書にして、法律や教法の思想を表出する熟語は、已に羅馬語に備はれるを以て、此等の著書は、一般に羅馬語を用ひたり、之を日本に譬へば、支那文字の流行せしより、記する所の事柄を、目的とする所の讀者、その書により、漢語交の和文と假名交と、又不出來ながらも、純粹の漢文にならひたる者と、同時に行れしと髣髴たり、英國の文字世界は、かゝる紛雜の有様なりしかば、當時の人の思想にては、之を調和して一の好文章を得むこと、殆どいふべくして行ふべからずとすること、猶今の日本人中に、日本文章改革の成功を危むると同じき人も多かりしならむ、然るも、當時英國の操觚者は、中々に辟易せず、文壇の豪傑も前後に顯はれ、エリサベス女王の代に及んでは、英國の文物勃然として起り、英國文章黄金時代の稱を得るに至れり、此の偉功を奏せし第一の文豪は、チヨース其の人即ち是なり、此人生

れて才幹あり、國事の功勞も少からず、英國文章の衰微を歎じ、カンテ
ルブリー巡禮談を作る中略チヨウサの此の書を作るや、大に思ふ所
ありて、當時に並び行れたる佛語英語を混化して、其粹を選ひ之行
るに妙文を以てし、遂に今体英文の基礎を一定す、その後は、此の体裁
を用ゐるもの追々に起り、綴字法の如きは、言語發音の變遷に因て之
を改め、學術上の熟字の如きは、巧に羅馬語を採用して英語となし、有
力の著述家相續て輩出し、遂に前にいふエリサベスの盛代を來たす
に至りたるなり、此の時代より後と雖も、諸學者の勉強により、英語の
進歩せしは論を待されども、之を建築にたとふれば、九仞の大功は、已
にエリサベス時代に至るまでに竣功したりといふべし、下略

以上のごとく、英國の言語文章は、羅馬人の征入によりて一變し、サキソ
ン、アングル、ジュウト人などの侵入するに至りて再變し、英國の王統デ

ーン人に歸するに及びて三變し、能耳曼人の攻入に由り、能耳曼語と英
語と交用するに至りて四變し、チヨウサの英佛の語を混化して、今体英
文の基を開くに及びて五變せり、かく世の戦亂により、興亡に従ひて、種
々の聲音言語入り來り入りまじりて、直きものも、よこなまり、すめるも
のも、うち濁りて、亂れにみだれ、變はりにかはりたる者なれば、その聲音
言語のよしあしを知るには、何を以て標準とせむ、されば、今英國の原語
とするものは、其のむかし、アングロよりうつりしものによ、サキソンよ
りまぎれしものによ、又デーンによ、能耳曼によ、一々そを識別せむこと、
げに、難きわざなるべし、西洋諸國亦皆之と同じ、然るに、我が國の音語は、
古へにくべらては、かはりにかはりたること、猶、英國の如くなるべけれ
ども、外國人の侵入にあひて、王統のかはるなどいふ、思はしくみだりか
はしき事は、たえてなきからに、聲音は、みだれ、言語は、かはると雖も、う

は、たゞ原音のまがり、原語のよこなまりたるに過ぎず、是を以て、猶其の原音原語の性質を具へて、悉く我が國よりならざるはなし、支那の音語は、此の限りに非されば、記紀二典、及び祝詞宣命等の古書を以て、今の正しからざる音語と照らし合せて、この聲音は、いかにしてか移るへる、かの言語は、何處よりか出てたる、と深く考へ、遠くおもひはかりなば、その正變雅俗、鏡にかけて見たらむ如く、明かにわきまへ得べくなむ。

第三節 菅了法氏の日本語の説を難す

我が國の言語の精微にして、西洋諸國に冠絶せるよしは、前にいへるにて知るべし、然るに、菅了法氏が、國民の教育といふ書に、日本語と題して、論はれたるを見るに、凡て僻言ヒガコトのみ多くて、中々に世の感ひともなりなむことをおそれ、己今其の説を抜き出で、一ニ論はむとす、其の略にいはく、

世に稱す、英語の數は、十七萬に下らずと、獨逸佛國の言語も、亦多く之れに劣らざるべく、以て其の豊富なるを知るべし、我が國の言語は、いまだ其の數を聞かずと雖も、其の果して貧乏なるや明かなり、洋學者が洋語を翻譯して、大に國語の不足を歎ずるは、明白に其の一證なり、且、在來の言語にても、其の換言カヘコトの寡きを見るべし、譬へば「みる」の言語にても、英語には [See] [Look] [Perceive] [Observe] [Behold] 等の五六様に言ひわくれども、邦語にては「みる」ながむる」の二様にどゞまり、「たほひ」[かをり]の語にても、英語には [Smell] [Scent] [Fragrance] [Perfume] [Odour] の五様に陳ることを得べし、此の他、事物の彼に備りて我に缺くもの、其の幾方なるを知らず、皆邦語になきところなり、以て日本語の貧乏なるを推知すべし、愧づべきの至りなり、

英語の數の多きことは、己も知り、人もいふことにて、殊に、今の洋學書生

のうちには、英語は、數多くしてとゞのひ、國語は、少くして足らはずなど、常にほこりがにも、いひあへるや多かめる、げに、英吉利は、今の世に雙ひなきばかりに、萬々ひらけたる國なれば、一事成り、一業起ることに、言語の數も多くなりゆくは、いとくめでたき事ながら、古より用ゐてし語の、數の多きは、さまで誇るべきわざならじとぞおもふ、さるは、前節にもいへる如く、今の英語といふものは、世の戦亂興亡により、諸外國の語と相まじりて、さまざまに移ろひたるものなれば、自づからに數も多くなり

今、諸外國の語入り來りて、一物を二様にも三様にも呼ばむがごとし、杖を Stick といひて、二様に呼び、冠帽などを Crown といひて、三様に呼ぶ、本、書物などを Book といひて、四五様に呼ぶ、「ツエ」は、たゞ「ツエ」の一語にして、杖とも「ステツキ」ともいひはす、「カムリ」は、只「カムリ」の一語にして、冠とも帽とも「キヤツプ」ともいひはす、「ツク」は、只「ツク」の一語にして、書とも本とも書物とも「キヤツプ」に從ひて、一物をいろいろに作る元は、皆一語なりしもの、世の開けゆくにつれて、一物をいろいろに作る

りかへて、名さへいろいろに呼びなすはよけれど、さばかりの違ひもなきものを、殊さらしに、諸外國の語を以て呼びなすは、わづらはしきわざなりや、「ツエ」は、たゞ「ツエ」の一語にして、杖とも「ステツキ」ともいひはす、「カムリ」は、只「カムリ」の一語にして、冠とも帽とも「キヤツプ」ともいひはす、「ツク」は、只「ツク」の一語にして、書とも本とも書物とも「キヤツプ」に從ひて、一物をいろいろに作る元は、皆一語なりしもの、世の開けゆくにつれて、一物をいろいろに作るよし、英語には、かゝる例なしとせむも、猶サキソン、アングロなどの語の移ろひて、今の英語となれるものも、亦少からざるべし、されば、十七万といふ英語の數は、多きやうなれども、諸外國の語もくは、りての事なれば、已はさまで誇るべきわざならじとぞおもふ、又洋學者が洋語を翻譯して、國語の不足を歎ずるは、といはれたるは、我が雅言の事にはあらで、俗語のことなるべし、若し雅言の事を指して、たゞに國語といはれたるものならむには、已は、その國語の不足よりも、國語を知るものゝ不足を歎ずるなり、そは、今の世にして、我が國語をことくく心得たらむには、「Rail」は、くろがねのみちと翻譯して、漢語の「鐵道」は要せざるべく、「Telegraph」は、はりがねだよりと翻譯して、漢語の「電信」は要せざるべし、此の例を以て推すときは、いかなる洋語といへども、我が雅言と俗語とを斟酌した

らむには、それを翻譯しがたき事やはある、但し古より、我が國になき事物の國々の原語を用ゐるべし、必ずしも前されども、今の世の人はさらなり、洋語を翻譯するものすら、我が雅言をしれるはまれにて、悉く俗語、又は漢語を用ゐむとするを以て、さては、國語の不足を覺ゆるやかし、英語の數多きに比べては、固より不足なるべけれども、我が國語は、變通自在にて、一言も百言になり、百言も千言になるものなれば、るを活用して、いろいろにしたらむには、しかのみ歎くべき事かは、さて又、我が國の「みる」ながむ「にほふ」かをる」などの語を、英語にては、五六様にいひ分くとして、其の例を擧げて示されたれと、是亦いみじき僻見といふべし、いかにといふに、我が「見る」詠むといふことを、英語にては、[See] [Look] [Perceive] [Observe] [Behold] などいひて、少かつゝその義は、かはれども、おしなべていへば「見る」「詠む」の二義のみ、然るに、其の語を五六様にも分てるは、煩はしきわざならずや、

英語は、重單交用語にて、我が國語と其の性質を同うせるものなるに、猶^ホかく語を分ちて、文字さへ作り出してこそ、中々に飽かぬ心地はすれ、ろは、支那の如く、單音語にて、語尾の變化もなき不便なる國ならむには、已むを得ぬ事ながら、英語は、ざる不便のものならねばなり、されば、我が國には、「見る」「詠む」の二語のみなれども、副詞を加へて語首を換へ、助辭を添へて語尾を變せむには、如何なる義とも成し得べきに、支那は、其の義異なることに、文字も亦異ならざるを得ず、是を以て、「見る」「詠む」といふ類の文字いと多し、試みに、その例をいはゞ、「見」「觀」「覽」「視」「觀」「觀」「目」「睇」「瞻」「眺」「相」「睇」「瞥」「眴」「眴」「眴」「看」「窺」「察」「示」「物」など枚擧に遑あらず、但し「見」は、見かくる義、「看」は、目を付けて懸^クに見る義、「視」は、見むとして待ちつゝ見る義、「觀」は、つらく見る義、「察」は、心を注めて見る義とやうに、少かつゝ其の義は、かはれども、取りすべていへば、亦皆「見る」「詠む」の二義のみ、さて、英語の「See」「Look」

るを得ざれども、名詞動詞に單複の差別なく、例へば「馬が來た、牛が來た、人が死んだ」といふが如き、一匹の馬にや、數頭の牛にや、一人が死したるにや、多人數死したるにや、甚た以て漠然たり、代名詞に男女性の區別なく、其か方は婚禮なされました「彼方に頼んだ、此方に買った」といふが如き、女子にや、男子にや、知るべからず、又過去現在未來の時に、全く區別なきには非ざれども、常に其規則を破て怪しまず、譬へば未來の格にて「明日は屹と参ります。今宵は雨がふります。貴方には最一度お目にかゝります。すべて現在の格を用う云々、

我が國の名詞動詞には、單複の差別なしと、そは、英語の如く、文字の形の上にてころなけれ、語尾に詞を添へて、單複を示せり。たとへば、君たち、汝ら、己どもなどのたちらども等にて複といふことを知るべく、君ひとり汝のみなどのひとりのみ等にて單といふことを知るべし、但し、但し、ち、ら、ども、は、名詞に用お、

ひ、とり、の、み、は、名詞、動詞ともに用おる、されば、我が國語は、單複の數なしと、強きにもいひがたなく、又男女の性のことは、元より言痛くいふには及ばぬことなり、そは、男は、いかにしても、男なるべく、女は、如何にしても、女なるべければなり、さるを、英語にては、凡て剛強のものを男性とし、柔和のものを女性と定めて、有情のものにまれ、非情の物にまれ、皆ことごとくに、男女の性を分くるは、あまりに委はしきに過ぎて、中々に誣言なるを奈何はせむ、ろは、猫には、男も女もあるものを、なべて柔和のものとして、男をも女性とし、犬も男女はあるものを、なべて剛強のものとして、女をも男性とし、かくて、山川草木、金銀玉石などに至るまで、皆ろの性を分たざるはなく、但し、男女中性とすめ難きものは、天然の男女ありとも、そを種々に取りかへて、男をも女性とし、女をも男性とするなど、いみじき誣言といふべし、但し、英語に姉妹のことを Sister といひ、兄弟のことを Brother といふが如き、男女の

性の差別は、我が國語にもあることにて、兄弟を「アニ、オト」といひ、姉妹を「ア子、イモ」といへり、其の他叔父を「Uncle」叔母を「Aunt」といふが如きも、「オヂ、オバ」といふ國語あるに非ずや、或人の説に、我が國の人名には、男女のの中の加行を用ゆる、譬へば、伊弉那岐の「岐」、日子火を「出見」の「子」、伊弉美の「美」、大靈賣の「賣」、伊毛(妹)の「毛」などの「ミ」「モ」「メ」は、此の例を以て推せば、記紀等に「見えたる神の名、人の名、大方符合せざるものなし」といへり、げに、さる理もあらざり、男の性も、五十音中に具はれりしにや、さへり、げに、さる理もあらざり、今たゞ、考ひか、ため引き出されば、我が國語は、男女の性なし、と強にもいひがたくや、又馬が來た、牛が來た、人が死んだと、今の俗にいふがごときは、漢文の格より轉りたる俗言なり、漢文には、單複の別、全くなきには非されども、それを別けずして、たゞに馬來、牛來、人死、とやうに記すが常なればなり、我が國の古言は然らず、單數ならば、たゞに馬來る、牛來ると書くこともあるべけれど、若し複數ならむには、必馬ども來る、牛ども來ると書くべき

格なり、よしや、どもといふ複數の辭を添へずとも、數字を以て、「ひとつ」「ふたつ」といふ語を、馬又牛の下に加ふれば、其の義明かなり、殊さらば、此は、複數の字なり、彼は、單數の字なりと、一ツに作り出づるには及ばぬことなり、但し英語の單複の數を分けるは、我が國語と同し、又明日は屹と参ります。の尾に、辭を添へて、うを分つとや、又明日は屹と参ります。今宵は雨がふります。貴方には最一度お目にかゝります。云々すべて現在の格を用う、といはれたるは、げに、さる事ながら、心あるものは、然いはずで、明日は屹と参りませう。今宵は雨がふりませう。貴方には最一度お目にかゝりませう。云々といふべし、よし、然らずとも、今のみだりがはしき俗語をもて、たゞに日本語は不規則なりなど、は、深くもおもはぬ妄言に似たり、さて、以上論ひしが如く、我が國語にも、單複の數あり、男女の性あり、過去、現在、未來の別あり、殊に、活用語の多きに至りては、英語の三四様にいひ分くる類にあらざり、獨逸、佛蘭西等の語精微な

りといへども、いかでか我が國語の奇しく妙なるには及ばむ、抑西洋諸國に、文典といふものありて、各その言語を正すめるは、やがて其の國々の戰亂興亡に由りて、いろくの言語入りまじりて、濶雜不正なる様を知るべし、さて、かく濶雜不正になりて、遂には、其の國の原語をも失はむことを恐れて、當時の操觚者流は、力を極めて、己がむきく、機軸を出さむと欲し、さては、男女の性さへ、かにかくに附會して、何がしの文典は、委しく、くれがしの文典は、おろそかなりなど、世に譽もし、毀りもすめり、言語の亂れたる世には、已むを得ぬことにて、我が國も、亦かゝる有様にならむとす、了法氏は、教育に熱心なる人と聞く、されば、是等の道には、別けて盡すべき人なり、いたづらに、彼を譽め、我を毀りて、西洋に心醉せる白面書生と、肩をならべて論すべき時ならめや、

第三章 文字

第一節 上代符號文字を用ゐし考

我が國の上代に、文字ありしことは、平田翁の神字日文傳に、委しく物せられたるが、世の學者たち、猶くさぐくに考へ、いろくに物して、或は翁の説をよしとたゞへ、或は、あしとまじりて、いづれをも定めがたきものから、猶よく考ふるに、己はありし事とすれども、抑我が上代は、聲音言語の道、甚め、たたく、うつくしく、足らひとのひて、聊もよこなまり曲るなほいふことは、なかりしからに、物をいふに、いひ易く、聞くに、きゝやすく、人にも傳へやすく、己も心得やすくして、語りつぎ、言ひつぎ、ゆくに、念るゝこともなかりければ、文字なほの用はなかりけむ、されば、言靈の幸は、吾國とさへたゞへて、ひたぶるに、言語のみを以て、文通の具とはなし、も、世の事業しげくなるに従ひて、萬、わすれがちになり行きつゝ、かたつぎ、言ひつぎ行くに、甚不便なるより、さては、文字の用も出て來にけむ、

されば、其の始は、一家一族の中なごにて、悟り易く、心得やすきものを特
 號として、忘れざるたづきともし、また消息のやりとりなごもしけむ、ろ
 れやがて文字やうのものとなりて、狭きは、一村一郷の中に行はれ、稍、廣
 きは、一縣一邑の間などに行はれたるべかめれを、行はるゝ所いと狭く、
 且、その郷邑によりては、文字さへかはりて、いろ／＼なるべければ、今の
 如き普通の文字にはあらざめり、己づらく、當時のさまを思ひわたす
 に、其の郷邑の定めによりて、いろ／＼に文字もかはりたるべけれど、大
 方は、形象文字なるべし、そは、人文未開の世には、形象文字の必要なるこ
 とは、いふまでもなく、不充分なる思想を助くるには、形象文字に如くも
 のなければなり、譬へば、支那の上代に「ひ」といふことを、○と書き、「つき」と
 いふことを、)と書いて、示したらんが如く、我が上代にも、しかりしこと
 知るべし、平田翁が、神字は、木ト兆の形より出でたるものなり、といはれたる、其の考の當否は、しらざれども、形象文字たることは、うつつなし、

西洋にても亦しかり、亞米利加には、土人の書文あり、書文は、即ち、形象文字なり、今、その最も面白く、且、巧みなる書文を、擧げむに、戀歌の意を表はせるものにて、第一は、男の立てるさま、第二は、坐おりに、太鼓を打つさま、第三は、其の小屋に、ひらめくさま、第六は、女の眠れるに、男、聲をかけて、慰撫を通するさま、第七は、心、第八は、少女を表はしたり、これを友人三宅某、意譯して、(第一)神なる哉、此の書、(第二)聴けや、我が聲、歌ふ聲、(第三)君が傍に、すわり居、(第四)身をばかくして、獨り、君が言葉、聞きしとて、(第五)顔を赤めり、赤らめり、(第六)沖の小島に、君まさば、泳ぎて行かん、(第七)わたつみの、常世國に、在ますとも、(第八)君が心よ、君が心に、告げまつる、云々、不充分なる思想の當時にしては、巧みなるものといふべし、抑、書文は、未開の人民中、い
 づくにも行はるゝものにて、音に亞米利加土人のみにあらず、又唯未開
 人民中にのみ行はるゝものにあらず、文運稍、開けて、既に書契ある國さ
 へ、猶、形象を以て、文意を表はすものあり、スペイン人の攻め入らざりし
 前まで、メキシコ人の用むしもの是なり、これより稍、進みたるは、エジ
 プトの形象文字にて、若干の形象を撰びもて、字母原音の符號としたる
 ことありき、こは、定數音文字ハ、いろ／＼は、の類、又の起原なり、かゝる變遷は、

文字の歴史上、甚、面白き事實にして、其の進化の順路を示すものなり、譬へば、口の形象は、始は、只口を指したるものなりしも、次に其の音ろROの符號となり、尋で又其の母音を落して、唯Rのみを表はす文字となれるがごとし、其の他、アツシリヤ、ヒツタイト、フイニシヤ等、皆形象文字を用ゐたること、彼の書に見えたり、此の類例を以て推せば、我が國の文字も、其の始は、形象文字なりしこと明らかにて、漸々に進化して、定數音文字とはなりにけむ、かくて、一村一郷、又は、一縣一邑など、皆おもひくりに文字を作り出でしも、いづれも、廣くは行はれずして、猶、言語の方のみこゝろ、普通にはわたりけめ、或人に問ふ、我が神字、只一村一郷、又は、一縣一邑の日文傳中にある、諸國の神社佛閣等の舊跡より、堀り出でし碑石の文字は、如何にしてか一定したる、答ふ、是は諸郷村、諸縣邑より、作り出でし文字中、やゝ便利のもの、朝廷に用ゐられ、うれやがて、普通、如くには、なれるもの、から、猶、廣くは、わたらざりけむ、然るに、應神天皇の御代に、百濟國より、阿直といひ、和邇といひし二人の博士を渡し奉

り、又論語などの漢籍をも貢獻せるに由りて、皇子宇治、若郎子、彼の二人を師として、始めて其の漢籍を讀みたまひて、皆よく通達たまひしこと正史に見え、又履中天皇の御代には、諸國に史を置きて、言と事とを記さしめたまひしこと、見えたり、かく漢字を用ゐて、此の方の言事を記すに至りては、上の好む所、下之より甚しといひけむごとく、諸司百官は、いふもさらなり、下さまの百姓をもにいたるまで、皆之に倣はむとせしより、符號文字は、漸々に減少しつゝ、遂に用ゐるものもなきまでに衰へけむ、さはあれ、若、此の符號文字、古來より一定して、普通にわたりたるものならむには、譬、上の好む所、下之より甚しといふらむさまにて、猶、たやすくは衰へざりけむを、固より一定もせず、且、普通にもわたらざりければ、朝廷に用ゐらるゝ漢字の音に、一郷村、一縣邑のみならずして、徧く世に通ずるの便よきにしかざるを以て、さては、廢滅の有様に立ちい

たりしならむ、されば、其の本は、（日本紀承平私記の四の表より、五の表六行まで、承平私記の文なれど、脱字多くあり、然れども、本意は通ずべし）に、今案、假名本、世有二部、其一部者、和漢之字、相雜用之、其一部者、專用假名、倭言之類、云々、案ずるに、此の和漢字といふは、（翻書の、洋字漢字を交へたる如きもの、矢野玄道翁のいはれたる由、井上頼國翁の説あり、されば、此の頃までは、悉く失せしに非らず、東大寺文書、天平勝寶元年、伊賀國、松植郷長の印、此は觀古雜帖、并に梅園奇賞にもあり）など考ふ、さて、かく漢字を便として、符號文字は、自づから廢れしかば、萬漢（カラ）まになりゆきて、前代の舊辭なども、いと亂れたりけむを、天武天皇の御代にいたりて、此をいたく歎かせ給ひて、稗田、阿禮を召して、先代の舊辭を誦み習はしめ給へる事は、古事記の序に見えて、我が國の正史とする古事記、日本紀も是に原因して出て來しは、誠に有りがたき叡慮と申すべき、かくて、其の舊辭を誦せしめたまへる事を思ふに、直（ナ）にも物したまはで、殊さらば、阿禮に誦み習はしめ給へることの迂遠なるは、いと

心得がたく思はるれども、是亦止むを得ざることにて、彼の漢籍などの爲（ナ）に、古言舊辭も、いと妄（ミヤ）がはしくなりて、直（ナ）に物せむには、誤（ミヤ）の多からむことを思ひはからせたまひて、扱（ナ）は、阿禮に誦み習はしたまひしなるべし、然るに、此の御代の頃には、符號文字などいふものは、希（ナ）に見る所にて、たまく、殘れる舊記やうのものありても、大方は、純粹の漢文、又は、今に傳はれる萬葉假字を以て、音訓を交へ用ゐて、物せしものなめれば、其（ナ）が中には、僻言（ヒガコト）、さかしら言（コト）多くて、確證とするには足らねば、普く諸王群臣たちに問ひたまひけむ、さて、得給へる舊辭ハ、甚（ナ）も古雅にてありけむと思はるれば、其の詞から、をさなく拙なげに聞え、又多少の誤（ミヤ）も交りたる事にて、ろを訂正せむこと、容易（タヤシ）きわざらざるからに、先物覺えよく、聞語に巧みなる阿禮に誦み習はしめて、漸々に訂正したまはむとの御心なりしにや、されば、此の帝の、さまざまにして、舊辭を得給ひし事

蹟ならむ、とおもはるゝ事を舉げむに、日本紀、同帝の御卷に、十一年、云々、
 癸未、詔禮儀言語之狀、とも見えたるを、又朱鳥元年、壬寅朔癸卯、云々、是日
 詔曰、朕問王卿、以無端事、仍對言得實、必有賜、云々、又丁巳、天皇、云々、是日
 群臣、以無端事、則當時得實、重給綿繩、と見えたる事、是なり、無端事の傍
 訓は、あどなしごととあり、此の事實に跡無し言ならむには、其の實を得
 るといふ事あるべくも非らず、仍て按ずるに、無端事、即あどなしごと、
 もいふべく、取るに足らざる俚言俗語の類さへ、舊辭の考據となすべしと、
 おぼさるゝがあれば、博く諸王諸臣にまでも問はせたまひて、其の語原
 の意を明らかに、舊辭を修むる料には、せさせたまひしなるべし、かくて、安
 萬侶が筆をとりて、古事記を撰むにあたり、上代の符號文字のうち、音字
 やうのものゝ一定して、普通にわたりたるものありたらむには、甚、たよ
 りよき事なりけむを、さるものは、殆、なく、只漢子のみ盛に行はれければ、

當時の書体の中、我が國語を寫すに、やゝ便りよき萬葉假字を以て、音訓
 を交へ用ゐしなるべし、されども、猶、漢文の格を脱せずして、字句に轉倒
 あるは、當時漢文の盛なりし一證ならむか、末松謙澄氏が文章論中、古事
 記の序を引きて、論はれたる條に、亦己が説と、稍、同きものあり、今、抜き
 出で、左にしるす、

安萬侶が古事記の序に、

然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以
 音達者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓饒、
 即辭理、見、以、注、明、意、寛云、以音達者、とある、達の字は、連の

と論せり、さて古事記以前の書、世に傳はらざれば、其体裁の詳は得て
 知るべからずと雖も、當時日本語を文にするに、種々の雜体を用ゐし
 こと明なり、支那字の意味により之を排列して、邦言に當るもありし

ならん、而も此等は日本語の屈曲法を寫すこと能はざれば、詞以て意を盡すこと能はず、故に因訓述者、詞不逮心、とは評せるなり、意味に關せず、字音のみにより之を排置して、邦言を寫したるもありしならん、寛云、聖徳法王帝説、及、龜相記の本辭等は、皆古事記以前、の書にして、譽此の考に的當なれば、參考すべし、而して此等は一字一意の支那字を以て、數音一語の邦言に當るが故に、冗長錯雜言ふべからず、故に全以音達者、事趣更長、とはいへるなり、又支那文と日本語とは、全く其の排置の順序を殊にせるも、當時困難の一なりしならむ、後世にてこそ、言語は各國固有の組織あれば、書上の言語も其の順序に従ふべきの理は分りたれ、美文美語と思ふは、唯支那文字のみの世に方ては、其の順序を見て、是ぞ文字の位置の正範ならむと思ふも、差して咎むべきにあらず、然るに日本語を顛倒して、支那語の順序に従はむとするも、到底能はざることあり、數文構句於字即難といへるも、

此等の意を含蓄せるならむ、是皆單音語の文字を以て、重音語を寫さんとせし、の致す所なり、蓋し我が古書の最も吾人の參考すべきは、古事記萬葉集の二書とす、此の二書を見れば、當時の困難を推測するに足る、古事記は人の知る如く、首として支那文体を用ゐ、雜体を交ふ、此の書は元來稗田阿禮の暗記に出づとあれば、阿禮の暗記は必ず日本流の讀方なりしならむ、然るに文章は、首として支那文体を用ゐ、言語を倒置せるは、一方には、前にいふ如く、支那書を美文美語と貴ぶの風あり、一方に於ては、未だ假名あらざるが故に、我音を一に普通の支那字に書しては、錯雜冗長極りなきに因るならむ、其の弊は、れほきみの、みことおもほしめさばをさめたまへを、天皇之御子所思者可治賜と書するの惡文あり、然るに詞によりては、支那語にて書すべからざるあれば、此等は或は音訓相交へ、音通を用ゐ、或は訓通を用ゐること、あま

のひとつばしらを、天比登都柱と書し、くらげなすた、よへるときに
 を、久羅下那須多陀用弊琉之時と書し、ひたくちはやぶのかみなり「雲
 「いたくちはやぶるかを、甚道速振神也」を書せるの類あり、而して歌類
 みなり」の誤りならん、は、渾て彼の全以音達者の例に倣ひ、全首皆音通字を以て之を寫す、例
 へば、乙女の床の邊に我が置きし劍の太刀其太刀はやを、號云乙女の
 字、號云乙女の
 改むべし、此の歌は、日本武尊薨去の際の勇壯なる詞なり、袁登賣能登
 許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多知波夜に作れるの類なり、
 (日本紀は古事記の後に成り、舍人親王の編纂といへども、安萬侶の力
 與ること多しといひ、其体裁も古事記に粗同じく、漢文体を一層多く
 したるものなれば、別に論せず)此の形状と安萬侶のいふ所とを見て、
 猶當時に神代文字ありしといひ、作文の困難を思はざるの説は、予之
 を信する能はず、云々、

此の外に猶萬葉の事など、くさく論はれたるを見るに、大方は、よきや
 うなれば、こゝに記さまほしくおもへども、所狹きまゝ、今は省きつゝ、さて、
 己が前にいへりし事と、此の末松氏の説とを參酌し以て、神代文字、即符
 號文字は、いまだ普通にわたらずして、漢字輸入のために、其の發達を妨
 げられ、古事記編纂の頃には、はや用ゐるものゝなかりしこと知るべし、
 そは、猶此の頃に用ゐられて、我が五十音を、十分に寫し得たらむには、安
 萬侶が辛うじて、漢字を折衷するには及ばざればなり、

第二節 文字の中興及文字の性質

或人問ひけらく、我が國の符號文字は、やく廢スナれたらむには、我が五十音
 は、いかにしてか傳はりたるを、己が答ふ、此は疑がふべき事にあらず、かつ
 くもいふ如く、我が國は、聲音言語いと奇しく妙にして、言ひ易く、聞き
 やすく、傳へやすく、心得やすきが故に、假令世の事業は、しげくなりて、萬

わすれがちになりぬとはいへども、此の五十音の事はしも、萬の言語となる本因なれば、古來の習慣として、物を誦みならはす始に、先此の五十音を傳へしものなりけむ、そは、今の俗に、「いろは」を以て、必、手習の始に教ふるまどなど、思ひ合せても知るべきなり、さて、天武天皇が、稗田、阿禮に舊辭を誦習はしめて、るを訂正したまひしも、此の五十音を、規矩ども、準繩ども、したまへりし事とやおもはる、若、あからずば、如何に諸王群臣に、問ひたし、聞きたしして、舊辭を得させ給ふとも、其の語原の正不正を知り玉はむよしあらむ、ざるを、後に吉備眞備が片假字を製し、釋空海が平假字を作りしを、我が聲音の定まれる始と、僻心得する人のあるは、いとく、正なき事なりかし、抑、眞備が片假字を製せしは、我が國の符號文字は、跡なく廢れて、漢字のみになりしかば、其の不便いふばかりなく、又僻言さへ多く出て來て、もろくの文章は、皆古事記、日本紀等

の書ざまに傾きしを、慨かひ憤りて、さて、片假字を製し、以て古より傳へ來し、我が五十音に當てはめたるものなりけむ、又空海は、己が佛法を廣めむとて、常に人の耳目を驚かして、功德の炳焉なるを示さむことを務め、萬さかしらだちたる僧なりければ、巧にも因果經なる、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂といふ四句の偈を翻譯し、とがなくてしすといふ七字を句ごとに挿みて、所謂いろは文字といふものを作り出でしが、眞備も空海も、其の基く所は、皆我が五十音に過ぎず、されば、五十音によりてこそ、片假字も平假字も出て來しなれ、片假字平假字によりて、五十音整ひしなどいふは、前後本末の辯へもなき僻論といふべし、然れども、我が國、幾百年來文字といふもの失せはて、皆漢字をのみ借り用ゐしに、此の片假字と平假字とによりて、細かに我が聲音言語を寫し得るに至りしは、眞備空海の功績少なしといふべからず、されば、己は、此の二人

を稱へて、我が國文字中興の始祖とやいはまし、さて片假字といひ、平假字といふも、基く所かはらねば、其の性質も亦同じうして、母音「アイウエオ」の五字を除く外は、悉く皆複音字なり、譬へば「カ」は「クア」を反切するに、よりて生じ、「キ」は「クイ」を反切するに、よりて生ずるが如し、さてかく、我が國の文字は、皆複音字なるを以て、之を分つも、猶一字一音を具へざるものなく、又之を合するも、猶一字一音を具へたる單音字の如くなるは、げに奇しく妙にして、彼の西洋諸國の文字の及ぶ所にあらず、そは、西洋諸國の文字は、一字一音を具へたるに、基まれにて、二字も三字も綴り合はせでは、一音を成しがたきもの多ければなり、されば、我が國の文字は、大らかにしてと、のひ、西洋諸國の文字は、しげくして足らはずとやいはむ。

第三節 國字と洋字との便否

我が國の文字は、母音五字を除く外は、悉く複音字にて、彼の諸國の文字は、母音五字を除く外は、大方無音字なり、されば、我が國の文字は、一字にして二音を含み、彼の諸國の文字は、二字三字にして一音を成す、但し西洋エジプトピヤの文字は、我が五十音の如く、皆複音字を用ひ、數も多からざりきと聞けども、今は古代の事にて、今日用ゆることは、甚稀れなるよしなれば、例とす是を以て、我が國には、一字にて足りぬべきを、彼の國には、二字に書き、我が國には、二字にて足りぬべきを、彼の國には、四字に書くがどとき、二重の筆數を要することなり、この例を以て推せば、我に十字のものは、彼に二十字になるべく、我に二十枚の紙は、彼に四十枚を要するに至らむ、されども、我の聲音と、彼の聲音と異にして、我の言語と、彼の言語と亦同じからざれば、文字の優劣は、とまれかくまれ、各、その俗の便よりよきに従ふべきわざなり、抑、我が國の文字の、眞備と空海とによりて一定せしより、眞備が製せし片假字の方は、おほく男子の間に行はれて、漢

籍の訓讀又は漢文直譯やうのものに用ゐられ、空海が作りし平假字の方は、多く女流の間に行はれて、日用の消息又は物語やうの文に用ゐられたりけむも、當時漢籍の流行せしに氣をされて、孰も盛にはいたらず、斯くて、時に連れ、世に従ひて、盛衰もし、變遷もしつゝ、さて、今日にまで馴致せしものにて、若、當時國字をのみ用ゐて、萬ものしたらむには、くたくしき漢字は、自づからに廢れて、綴字の法なども定まり、假字遣の格なども決りて、今日の如き、みたりがはしき世とはならざりけむを、さる筋に力を盡す人もなく、又世の人も、漢字を遣ひ慣れて、國字の方は、中々におろかなりしこそ、いとくくやしきわざなりけれ、されば、習ひ性となりどかいふことの如く、遂に漢字も我が國のものとなりて、普通に用ゐる文字は、大方一定して、彼の支那に用ゐるが如き、むつかしきものにはあらす、支那に用ゐる文字とは、從來の漢文をいふ、此は、我が國の漢學者流らす、物するこゝなれども、固より普通のものにあらす、己が普通とい

ふは、今晩、明晩、挨拶、都合などいふ連用の熟字、及び、かくて、今の世となりて、今の新聞雜誌などの、極めて平易の文字をいふ、かくて、今の世となりては、漢字の仕用、殊に多く、又彼の支那にだに用ゐざる新熟語さへ出て來て、言語も文章も、甚みだりがはしくなりもて、ゆくを、心ある人たちは、ろを慨き憤りて、漢字を全廢せんと欲し、さては、「かなのくわい」などいふものを起し、こゝにや、こゝは、言語文章などのみだりがはしきを直さむには、「げに、さるべき事ながら、舊來の習慣をいかゞはせむ」此の事、猶、文章の條にいふべし、然るに、又羅馬字會などいふもの起りて、「かなのくわい」と競ひあへり、今の會員のいふことを聞くに、羅馬字を以て物を書き、文を綴れば、我が國人は、洋學を修めむ助となるべく、彼の國人は、我が國書を讀まむに便なるべし、されば、一舉兩得にて、内外ともに益ありと、此は、一理なきにあらざれども、我が國人、羅馬字の綴り方を覺えしとて、彼の國の書を讀みても、其の義は知りがたく、彼の國人、我が國の書を讀みても、亦ろの義は解し

難からむ、只その便とする所は、我は彼の國の書を読み得、彼も亦我が國書を読み得るのみにて、共に其の意義は解し難ければ、讀まむも、讀まざらむも、云はゞ同じ事なり、されば、さばかりの益もなきにや、會員又いふ、羅馬字は、書くにいと便なれば、國字を一字書く間に、二字以上を書き得べしと、是等は、羅馬字を書き慣れて、我が國字には、心せぬ者の僻言なり、うは、今もし我が眞体の國字を書く、彼の羅馬字の古体フエンセント及、近体通例の書の字体を書く、と、比べたらむには、我が國の方こそ、中々にたやすくも書き得べけれ、草体も、亦此の例にて知るべし、會員又いふ、羅馬字は、其の音精密なるが故に、西洋諸國の地名人名を書くには、我が國字にまさるよと、萬々なりと、實に西洋諸國の如きは、平生の言語はさらなり、物の名目にも、多く混雜不正の短急音を用ゐれば、我が正しき國字にては、彼の地名人名を寫しがたくや、されども、地名人名の如きは、常に多く

書くものにあらず、一冊の書中にも、大抵限りあるものなれば、限りある地名人名のために、悉く羅馬字を用ゐて、一字一聲、一語一篇文章、一枚一冊ごとに、其の字數二倍づゝものせむは、甚じきヒカフヤ僻業にあらずや、さて、此等の説は、固より取るに足らざれども、人情は、古きを嫌ひて、新らしきに趨くは、なべての世の習なるがうへに、勢ある人々の、あなゝひ導くことなれば、定見なき輩は、損益輕重の辨へもなく、皆之に雷同して、萬の事も物も、皆彼の西洋に倣ひて、我が國の物は、悉く惡しきやうに、いひしらへるが、かたはらいたき、然るに、或る貴顯の羅馬字會の席に於て、演説せられし筆記といふものを見しに、其の第一の要點に、

日本の文辭は、不規則不確定にして、西來の文明と併馳するに適當ならざるが故に、之を羅馬字に改良して、以て文明を銳進せしむべし、
こは、今の世の文辭、いろくにして、定まりなく、或は、國語にも、のせるも

あり、或は漢語にもものせるもあり、國語と漢語と打交へたるもあり、又俗語俚言を以てせるもありて、うるさくも、又煩はしきが故に、日本の文辭は、不規則、不確定とは評したまひ、又彼の西洋の文辭は、皆一定して、言語はさらなり、讀書にも、甚、使なれども、我が國の如きは、文辭錯雜して、定まりなければ、言語にも、讀書にも、不使いふばかりなきが故に、萬の事、自づから、おくれがちになりゆかむとればして、西來の文明と併馳するに適當ならず、とは論じたまひ、此の二件の評論は、げに、さる事ながら、羅馬字に改良して、文明を銳進せしむべし、とはいかが、ろは、羅馬字會にまれ、「かなのくわい」にまれ、其の字体と書体こそかはれ、漢字を使用する徒勞を省き、且、文章を平易にして、遂には、言文一致にもせむとの趣意なればなり、されば、二重の筆數を要する羅馬字を借り用ゐずとも、我が簡便なる國字にて事足りなむ、又第二の要點に、

日本の文辭は、學ぶに易からざるが故に、之を羅馬字に改良して、以て彼を知り己を知らるゝの途を開くべし、

彼を知り己を知らるゝの途を開くべし、とは、實にさるべき事にて、劣なき己等だに、猶よさる事には、盡さむと思ふにこそ、されども、日本の文辭は、學ぶに易からざるが故に、羅馬字に改良して云々とは、聞きぬす、そは、我が「アイウエオ」いろは等は、皆複音字なれば、綴り合はせて音を成す勞もな、且、簡單にして、童蒙のためには、甚、便よきに、彼の羅馬字にては、二重の筆數を経ざれば、一語を成しがたく、譬へば道理といふ二字を翻譯するにも、國字にて「コトワリ」と四字に書くべきを、羅馬字にては「Kotowari」と八字に書くが如く、其の不使いふばかりなし、されば、學ぶにも學びがたくや、さて、我が國の文辭、不規則、不確定にして、學ぶに易からずとれば、さば、其の規則を正しくして、確定し給はんすべこそ肝要にはあれ、然る

に、さる方には、務めたまはで、文字をのみ羅馬に換へたまふとも、何の甲斐かはべらむ、且、貴顯の言の如く、我が國の文辭は、學ぶに易からずとて、其の本のよしあしをも得究めずして、直に我を捨て、彼を取らむは、大和魂なきものゝわざなり、さては、我が獨立國の体面をいかゞはせむ、心すべき事にこそ、

第四章 文章

第一節 古文及古文衰退の原因

我が古文の正しきことは、聲音言語の正しかりしに由れるは、いふまでもなけれど、其の語勢の優にやさしく、句調の雅にたへなるは、實に、たぐふべきものもあらずなむ、さて、古文の殊にすぐれたるは、古事記に見えたる、安河御誓の段の初、天照太御神の御装の文、又御子生の文、又天之石屋戸の段の、諸神等の招法の文、又御孫命御天降の段の、高千穂の嶺に御

天降の文、又書紀に載せたる、顯宗天皇の室壽の御詞、踐祚の日に、中臣氏の奏せし天神の壽詞、及上代の祝詞宣命などは、我が國純粹の古言を以て、連ねたるものにて、其の正しかりしこと知るべし、さて、古へには、かく文章成りとのひて、めでたく美はしかりしに、如何にしてか、後世には、鄙びにさとびて、其のいひざま甚、拙なく、いろくさまぐには、崩れゆきけむといふに、此は、一朝一夕のことにはあらず、遠く應神天皇の御世を始め奉りて、漸くに我が聲音言語に、汚濁の出で來しに隨ひて、文章も自つから下りにけむ、是、我が古文衰退の一因なり、然るに、孝徳天皇の御代より、さらに、制度典章を改めて、凡べて漢土の風に倣はせたまひしかば、詔勅官符國史律令は、さらにもいはす、表だちたる通行文は、ことごとく漢文ならざるはなかりしかば、上下一般漢文を作ることゝはなりぬ、されども、猶、詔勅と並びて、此の國文なるは、宣命をも用ゐさせたま

ひしは、古文をも存せられしものなるべけれど、動もすれば、それさへ漢めきたる文、又全く漢文なるもあり、佛風ホトクサキの文もいりまじりて、いとく妄がはしくなりゆきけり、此等の文の語勢は、祝詞に似たれども、亦自然異なるものにて、別に一ツの體を成せり、かくて、世に立てる男子の文といへば、必ズ美はしき漢文に書く風となりしかば、此の國文は、漢學を能くせざる輩と、婦女子との間にのみ行はるゝことゝなれり、是れ我が古文の衰退せし二因なり、さて、此の二因によりて、古文は、全く亂れにみだれて、作るものは更なり、そを誦むものさへ、いと稀れになりゆきにけむかし、

第二節 雅文の起原及諸文體の沿革

空海が平假字を作りし頃より、假字書カキテの文起れり、之を和文といふ、さて、この祖文オキテといふは、竹取物語、伊勢物語なるべし、此の二書いづれか先、いづれか後といふ事詳ならず、文の體は、竹取は、詞の續き、辭の用ゐさま、

最、正しく嚴かにして、法とすべき所多きものなり、伊勢は、詞少く意を含めて、なだらかに書きなしたる、はためたけれど、古文の格に近きは、猶ナ竹取の方ならむか、之に次ぎて古きは、宇津保物語なれども、其の體や、下り、古の格に違へる所少からず、其より降りては、土佐日記なり、此は、日記といふものゝ祖書にて、いと面白く書きなせるものなり、之に次ぎては、古今集の序なり、此は、平假字書カキテの序文の始めにて、詞を綾なせるさま、極めて美はしきも、古文に比べては、其の格かなはざる所もあらんか、之より降りては、住吉、大和、落窪等の物語もあれども、先は源氏物語なるべし、其の詞は、然ばかり綾なせるにもあらざれども、言毎に意を含めて、抑揚頓挫、波瀾曲折なといふものさへ、自つからに具はりて、巧みに奇しく、長高く書きなしたるものなり、枕草子は、又これに繼げるものにて、やゝ下れるにや、さてかく、孰ナも平假字書カキテの文にて、孰ナも巧には書きなし

たるものから、其の字法句法などを尋ぬれば、大方漢文の格ならざるはなし、因て案ずるに、こは漢文の格にはあらで、和漢その文格を同うせるものにや、さて、此等の文、皆雅なる詞を以て、面白く書きなしたる故にや、後世まで詠歌に用ゐる詞となりしかば、今にいたるまで、我が國の雅文といへば、皆此の頃の體を學びて、書く事とはなりぬ、されど、古きものに、女子の筆多きは、猶男子は、漢文、又は、漢文直譯やうの文をのみ、專、かける故なるべし、しかるに、平常漢語を專、交へて、通行する世となりては、俗間に行はるゝ國文も、亦然らざるを得ず、故に保元平治物語、源平盛衰記、太平記等の軍記にいたりては、所謂雅文と大に違へる所あるは、自づからなる勢なり、但、此の頃は、古よりの漢文直譯やうの體を變じて、又自づから一體を成し、ものといふべし、すべて鎌倉執政以來、武道を重じて、文教を次とし、且、亂世に及びては、漢文漸く衰へ、此の國風の雅文も、隨ひ

て古の如くならざりき、そは、漢文体の衰へしは、貞永式目、東鑑等にて知るべく、雅文体の衰へしは、十六夜日記、徒然草等にて知るべし、然るに、徳川氏執政以來、文運盛に、學士輩出して、漢文は、古にも立ち勝れり、於是加茂眞淵、本居宣長の兩大人、又我が國の雅文の衰へて、見るに足らざりしを、古に復せしより、國學者と稱する輩は、概、中古の雅文によりて、物かく事とはなれり、中に就て、村田春海、清水濱臣、藤井高尙などいふ諸學士たち、殊に、雅文に長じて、後輩を鼓舞せられしかば、雅文を學ぶものも、稍、出で來にたるが、幾程もなく、世は維新となりて、朝廷に仕へ奉る人々に、又漢學せしが多ければにや、詔勅諭達等の文を始めとして、年月に印行せる諸學者の著述にいたるまでも、拙陋を離れて、正しく美はしく物せるが多かるに、おほかたは、漢文直譯やうの文なり、かくて、又洋學といふもの、日にけに盛、になりゆきつゝ、漢學は、やゝ衰へむとする姿となりて、

日々月々に印行する、新聞雜誌なぞいふものも、暗に歐文直譯の格を含みて、又大に面目を一新せしもの、如く、平常の談話にも、又演說討論なぞにも、彼自身、其自身、又看よ看よ、何々を看よ、なぞやうに、直譯の語を使用するにいたりて、全く雅文を顧みるものなきに至れり、かく變はりに變はりたれども、其の時々の文體、悉、廢れたりといふにはいたらず、猶雅文あり、漢文あり、雅文漢文の崩れしものもあり、又和漢混淆せるもの、雅俗錯綜せるものなど、いろくさまくなるありて、詔勅論達より新聞小説なぞのはしたなきものにいたるまで、各々の体を異にして、孰か是か、孰れか非か、定見なき輩には、殆、適歸する所を知らざるまでになり、されば、此等の文体の事に付きては、いろくの議論の出づるも亦已むを得ぬ事なりかし、

第三節

現行諸文体の得失及矢野文雄氏の意見

現今世に行はるゝ文体は、大方左の如くならむか、今次くくに、其の得失を論はむとす、但、漢文は、我が國風のものならねば、いはず、

雅文體

年立ちかへるあしたの空の氣色、なごりなく曇らぬうらゝげさには、數ならぬ垣ねの内だに、雪間の草若やかに色づきろめ、いつしかと氣色だつ霞に木の芽も打けぶり、おのづから人の心ものびらかに見ゆるかし、源氏初音の卷

此の體、近頃より公私女學校の課程に入り、且、國語、國文なぞいふ諸雜誌に、競ひて物すめれば、漸々に盛りになりゆきなむ、されども、普通には至りがたくや、

同變體

鏡は一物を貯へず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿顯れ

すといふ事なし、其の姿に随ひて感應するを徳とす、是れ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり、此三徳を翁せ受けずしては、天下の治まらむ事、誠に難かるべし神皇正統記

此の體は、和漢混淆體ともいふべく、作者物し易く、讀者解し易く、今の世には、いと便よきものといふべし、

漢文直譯體

昔、莊周夢ニ胡蝶トナリ、栩栩然トシテ胡蝶ナリ、自ツカラ志ニ適スルニ、喻フルカ、周ヲ知ラザルナリ、俄ニシテ覺ムレバ、則遽々然トシテ周ナリ、知ラズ周ノ夢ニ胡蝶トナリシカ、胡蝶ノ夢ニ周トナリシカ、周ト胡蝶ト自ツカラ分アラン莊子

此の體、今の學者たちの著書、又新聞雜誌等に往々見ゆれども、かく純粹

なるは、亦稀れなるべし、

同變體

深宮ノ中ニ向テ、春ノ日ノ暮レ難キコトヲ歎ゲキ、秋ノ夜ノ長キ恨ニ沈マセ給フ、金屋ニ人ナクシテ、耿々タル、殘ノ燈ニ背ケル影、薰籠ニ香消エテ、蕭々タル、暗雨ノ窓ヲ打ツ聲、物毎ニ皆御涙ヲ添フル媒トナレリ、人生莫作婦人身、百年苦樂由他人ト、白樂天ガ書キタリシモ、理リナリト覺エタリ太平記

寛政天保の頃、稗史小説なといふもの、世に行はれしより、此、體盛りに用ゐられて、京傳馬琴なといふ戯作者等、よく之を學びたり、今馬琴の物せるものを擧げむに、

膚いと白くして、楚臺の雪をも欺くべく、黒髪の長く匂やかなるは、未央の柳かと疑はれ、ふりたる衣に留奇南殘りて、其のさま賤しからず、

西施がいまだ吳宮に入らざるとき、野花偏に目にうるはしく、小町が玉簾を吟ずる時、暮雲月を吐くに似たり、個は是れ神か人か、梅説弓張月

此は、よく上の文に似せられたるも、馬琴は、大方向を五七に絞なして、華麗を旨とせしものなれば、太平記全体の文に比べたらむには、其の品格無下にいやしかるべし、されば、漢文直譯變体の、又變せるものといはむか、

歐文直譯體

若シモ汝が僅カナル才能ノ母ニヨツテ、小供ノ取扱ヒヲ氣付ケルナラバ、汝ハ子供ノ思想ト感覺ヲ想像スルトキニ、彼ノ女ノ顯ハス不行屈ニヨリテ驚カサレ得ルスベンサー氏ソシオロジイ社會學

此等の體、多くは拙劣なる翻譯者の手に成れる翻譯書、又は、和漢學の力なき人の物せる、新聞雜誌等に見ゆれども、先づは、此の變體の方なるべし、

同變體

適當ニ感覺ト稱ス可キ者ノ第一ハ、性質ノ感覺ナリ、身体ノ狀態ニ由リテ、或ル者ハ快樂、或ル者ハ苦痛、又或ル者ハ中性ノ感覺ヲ與フルコトハ、各人實踐シテ知ル所ナリ、矢島錦護氏心理學

此は、歐文直譯の變體なれども、猶直譯に近きものなり、そは、前に引きたる文と、然ばかりの差なければなり、さて、此の兩体の文、うち見にては、漢文直譯体の如くなれども、之を分拆する時は、ことごとく、歐文にて、洋學を心得ざるものには、一目瞭然たること能はざるものなり、

雅俗混淆體

追てゆく詞「敦盛様、太夫様へのふ、此の暗いのに、只御一人あふないわいのふ、御歸りといへども、當途アテダも波ちかき、磯ばたをうるく」と、袖は涙の玉織姫、夫を尋ね、朧夜に、心細身の一腰かい込み、あなたへ走り、こ

なたへまよひ、須磨の浦邊を、そこよ爰よと尋ねさまよひ給ひけり、

谷嫩軍記

此の体は、今殊に、世に行はれて、日々に刊行する新聞の雜報、又續き者な
といふ類を始め、平假字を交へて物したる、稗史小説院本戯曲の類は、皆
此の体を用ゐざるはなく、且その境域も廣くして、童蒙婦女子などにさ
へ、讀み得らるゝものなれば、其の便いふばかりなし、さて、以上列擧した
る諸文体のうち、孰か今の人の便益にはなるといふに、己は雅文變体な
る、神皇正統記の如き文と、此の雅俗混淆体なる、嫩軍記の如き文とを以
て答へむとす、そは、今の世に行はるゝ文を見わたすに、いろくさまざ
まにて、更に定まりなきが如くなれども、基く所、この二体に過ぎざれば
なり、但、嫩軍記の如き文体を、うのまゝに用ゐむといふには、あらず、うは
文、漢直譯體なる太平記、盛衰記等の文をも折衷して、此雅俗体の
足らざる所を補ひてさ、或人問ふ、漢文直譯を用ゐむには、文字も亦漢字

を用ゐざるべからず、我が國の文字の、諸外國にまされるよしは、實説に
由りて心得ぬ、しかるに猶漢字を用ゐむは、いかゞ、答ふ、漢字は、しげくし
て、學びがたく、國字は、つゝまやかにして、習ひやすきも、世の人、國字をの
み用ゐずして、漢字をも交へ用ゐることは、如何なる故よしありてかを
おもへよ、國字のみにては、其の文章長くなるがうへに、煩はしきこと言
ふばかりなく、諺に所謂辨慶が薙刀を以て「を」べむけいかな、きなたをも
つて「なとやうに、句讀を讀み違へて、意の通せざらむ恐れさへなきにあ
らねば、人々皆漢字をも交へたるを好むなるべし、こは、我が國には、いま
だ綴字法のなきに由ることにて、若、綴字法早く定まりたらむには、漢字
は、固より要なきものながら、習慣の久しき、今さらに、いかゞはせむ、又問
ふ、漢文直譯體は、さてもありなむ、童蒙婦女子にも讀ますべき雅俗混
淆体にも、猶漢字を用ゐるべきや、答ふ、童蒙婦女子のためには、漢字の傍

に訓義を施すべきなり、此の事に付ては、矢野氏の説あり、左に記す、矢野、我が國に行はれたる文体を分けて、漢文の類、（延喜の頃の儀制令の文の類）漢文變體、（北條泰時の頃の御成敗式目の文の類）雜文体、（太平記の文の類）兩文体、（太平記の文に傍訓を施したるもの類）假名體、（詔の山姥の類）の五體とせられたり、漢文体、（及其の變體は、我が國風の文にあらざるかうへに、今日行はるるものうちねば、別にいはず、雜文体、兩文体、假名體等は、已か前に擧げたるものなり）のうちは、別にいはず、雜文体、兩文体、假名體等は、（其の類）るべし、

抑、兩文体ナル者ハ、實ニ意外非常ナル便利ヲ世人ニ與ヘシ者ニテ、就中其ノ功ノ今日ニ大ナルハ、振り假名新聞ニ及ブ者ナシ、是等ノ諸新聞ハ日々ニ幾十萬枚ヲ發兌シテ、廣ク世ニ行ハレシムルハ、世人ノ知ル所ナリ、若シ是等ノ新聞ナキ世ナランニハ、一日ノ中ニ一字ヲモ讀ムコトナカル可キ婦人子供迄モ、今日ニテハ之ヲ讀ミ、新聞ヲ讀ム度ゴトニ、振り假名ニテ幾分ヅ、カ漢字ヲ見覺エ、漢字ヲ多ク知ラザル者ハ、假名ニテ之ヲ讀ミ、一日ニ一枚ノ新聞ヲ讀ムモ、幾千ノ漢字ヲ目

ニ見覺エ、之ヲ見ルコト毎日ノコトナレバ、僅々五六ヶ月ノ間ニテモ、紙上ニテ漢字ニ出デ逢フコトハ、實ニ幾千萬度ナルヲ知ル可ラス、サレバ如何ニ教育ナキ者ナリトモ、其ノ始ノ唯四十餘字ノ假名ヲ知リ居ランニハ、意外ニ早ク漢字ヲ覺エ、最初ハ假名ニテ不便ナク之ヲ解シ、暫時ノ後ニ至レバ、其ノ既ニ見覺エタル漢字ニテ之ヲ讀ミ、未タ見覺エザル漢字ハ、假名ニテ之ヲ讀ミ覺ユ、故ニ紙上ニハ假名ニ依ラスシテ、漢字ニテ讀ムノ字モアル可ク、或ハ猶假名ニテ讀ム漢字モアル可シ、故ニ兩文体ハ假名體ト漢字體トヲ兼子タルモノニテ、甲ニ對シテハ、假名體ト爲リテ通用シ、乙ニ對シテハ、雜文体ト爲リテ通用シ、同じ一人ノ身ニ取リテモ、始メハ假名體ト見エ、後ニハ雜文体ト見ユ、斯ル一種ノ便利ナル文体ヲ、世ニ盛ナラシメシ故ニ、昔ナラバ中々漢字ヲ讀ミ得ザル婦人子供迄モ、今ハ容易ク之ヲ學ビ得ルノ世トナレリ、

云々、

此の説にて、童蒙婦女子にも、さはりなきがうへに、便益の少からざるを知るべし、且、普通の文字は、大方限りあるものにて、譬へば、これまで用ゐるこし普通文字に、「拙者」「貴殿」「沙汰」「都合」なほいふ類、又今の世の「君」「僕」「我輩」「汝等」なほいふ類是なり、此の事に付きて、矢野氏の意見あり、左に記す、常用ノ漢字ニテ、名詞ノ數ハ人体ヨリ、天地、山川、舟車、器具、禽獸、魚介、草木ニ至ル迄、凡、八百餘アリ、故ニ稀ニ用キル草木、禽獸、魚介ノ細名チ、之ニ附加ストモ、其ノ數ハ、一千五百内外ニ過ギザル可シ、又働詞、形容詞、副詞、前置詞、代名詞、間投詞、接續詞ハ其ノ數合シテ、八百八十餘語ニ過ギズ、但シ、虚字ニ屬スル名詞ノ「癖」「好」等、名詞ヲモ、是ノ部類ニ算入セリ、右ノ八百ノ名詞ト八百八十ノ働詞等チ合スレバ、其ノ總數千六百八十餘字ニテ足ルベシ、又一語ニテ唯一字チ所持スルモノアリ、然レドモ若シ其ノ一語ニ適當スル一

字チ用キズシテ、二字チ用キレバ千六百ノ文字チ更ニ減少シ得可キナリ、例セバ「掌」ト云ヘル適當ナル一字ノ代リ、「手心」ト書クガ如ク、手ト心トチ用キテ、「掌」ト云ヘル字チ省ク類ナリ、然レドモ働詞ナドノ類ハ之ニ反シ、一語ニテモ意味チ異ニシ、多クノ文字チ要スルモノアリ、例セバ、「ウツ」ト云ヘル一語ニハ、數種ノ意味チ合ミ、隨テ又「伐」「擊」「拍」「打」等ノ數種ノ字チ要スルガ如シ、右ノ如キガ故ニ、働詞ナドハ、其ノ語數ハ八百餘ナリトモ、其ノ文字ハ多キチ要スル場合アリテ、一語ニモ數字チ與ヘザルチ得ザル者アリ、又一語僅ニ一字ノミニテ足ル者モアリ、故ニ今之チ平均シテ、一語ニ二字チ要スルト算當スレバ、餘リアルトモ不足ハナカルベシト信ズルナリ、然レバ、今働詞、形容詞、副詞、前置詞、間投詞、接續詞、等ノ語數ノ八百餘語ニ要スル字數チ、一千六百餘字ト假定ム可シ、而シテ名詞ノ方ハ、八百餘語ニ草木、禽獸、魚介ノ細名六百

餘語ヲ附加ヘテ之ヲ一千四百字ニ假定ムベシ、掌ニ手心ヲ用キ程ニ充
テ掌ヲ用キル程ニ充分ノ字ヲ與ヘ、然レバ普通書ニ用キル可キ常用ノ字數ハ、其ノ總數僅
ニ三千以下ニテ充分ナルベシ、余ノ經驗ニテハ、此ノ三千字アラバ、如
何ナル文語文体ヲモ記シ得ザルコトナク、如何ナル高尙ノ事柄ト雖
モ、之ヲ記シ得ザルコトナク、獨リ普通書ノミナラズ、文學書ト雖ドモ、
猶是ノ字數ノ範圍内ニテ、之ヲ辨ズルニ餘アルベシト思ハル、ナリ、
但シ文學書ノ中ニテ、古文或ハ古字或ハ支那ノ古書ニ關スルモノハ、
是ノ例ニアラズ、右ハ充分ニ見込ミタル計算ヲ云フ者ニテ、實際ハ普
通ノ文書部ニハ、一千五百以下ニテ足ルベシト思ハル、

此は實に、さる事にて、己レも早くより此の考はありけり、然るに、今矢野氏
のいはれたる意見と暗合せして、そいそいとうれしき事なりけれ、さて、
此の二三千の漢字に、我が五十の國字を交へ、一定したる文体を用ゐて、
もろもろの事を書き記さむには、其の簡便なること、げに、萬國に類な
るべし。

第五章 語學

第一節 語學の起原及必要の理由

語學は、人の思想を表象し、智識を交換する平常の言語、日用の文章など、
凡べて言文に關する事を、研究する學なり、さて、其の文章は、文字に由り
て著はれ、文字は、言語に由りて著はれ、言語は、聲音に由りて、著はるゝも
のにて、皆語學の範圍内を出でず、故に已レは、此の語學の事を、述べむとす
るに當たりて、先、聲音、言語、文字、文章とやうに、次々くにもものして、其の
起原、沿革、便否、得失等を略述せり、抑、我が國の古レには、聲音言語の道、いと
正しかりければ、之に由りて著はるゝ文字文章も、れのづから格に合ひ
て、濁るまどなく、訛ることもなかりけむよしは、其の條々にいへるが如

し、然るに、中世以後、諸外國の語入り来るに及び、我が聲音言語に、漸々に汚濁の出で来て、文章もいたく亂れたるを、古は然らず、斯くころとて、我が言語の活用機格に、初、体、用、令、助の惟神カミナリなる妙に奇しき定格ありて、佗の諸外國の言語の、かけても及びなき道理を明かし、且、その書をも世に著して、述べ諭されしは、我が國學の祖父オホジ、加茂縣主岡部眞淵翁、その始めなりけり、此の翁より前に、契神法師の和字正濫抄を著して、行阿假字遣序中、能通華梵、故言有靈、秘區、天孫降駕之上城也、雖僻遠東垂、聲韻最寥、亮詳雅、在東方、亦以和字為種子、國號懸會、貴言、其有所以也、雖然如此、上世淳朴、而無文字、蓋待中華耶、舉田天皇、歌字之世、百濟國、率詔、眞博士、王仁、從是浸親紙墨、假字記和語、後及通中華、逾究精奧、云々、と云ひて、梵漢の蔭に、初、体、用、令、助の活用など、は、露も得知らず、之に次きて、本居宣長翁世に出、是は、寔に、岡部翁より世に知られたり、之に次きて、本居宣長翁世に出で、其の筋の書をも、此、彼、考へ定められしに由りて、語學といふも、の出で來にけり、されは、此の學は、岡部翁に起りて、本居翁に成れり、とや

いはむ、釋義門が山口榮に、あゆひ抄のゆかりの人の書にて、かの八ちまたも、谷成章が脚結抄に、すべ田直助翁が形言八箇大意に、形言はし、富士とるが、始に、富士谷成章を、語學一世といふ、本居翁を二世と次て、語學起原、年皆ひがとより、八年さき、其の、明和八年に、本居翁が、物せられ、紐鏡に、照ら玉、見、又、翁の巻に、いひ抄を、はじめて、見たり、は、寛政五年より、後、十、數年前、抄、第一會より、二十五會まで、は、二十七會に、わけて、編、格といへ、御國詞活用、語、ひの、活言を、集め、第二十六、七、兩會に、は、シ、キ、ク、又、シ、キ、ク、と、は、た、ら、ち、平田篤胤翁の古史本辭經にも、言はれたるが如し、に、か、見、ても、い、斯く、て、此の學を、明らめ、むと、する者も、漸々に出で來しが、廣く、彼の西洋諸國と、行通する、今の大御代となりては、事業もいと繁く、且、彼の事物の珍らかなるまに、く、世の人、大方は、心を奪はれて、我が國の事物には、中々に愚かになりしからに、學びの道さへ、皆彼にうつるひて、或は英、或は佛と、

おのが向きく學び修めて、平常の談話にも、猶その原語又は直譯語を用ゐるやうになりしかば、日用の文章さへ、いとく亂れに亂れたり、さらぬだに、今の下りたる俗には、我が古典古語の解しがたきを嘆つめるに、かく言語文章の亂れては、愈解しがたくなりゆきなむ、扱そを正さんには、語學といふものなかるべからず、必要一なり、や、古典を讀み得て其の大意を解したらむには、聲音の正訛、言語の原由をも知らむと欲すべし、此の時、又語學なかるべからず、必要二なり、聲音の正訛を知り、言語の原由を辨へたらむには、はしたなき方言俚語などの本因をも明らめむとすべし、然るに、語學なき時は、何によりてか之を知らむ、必要三なり、かくて、古典を讀みて、聲音の正訛を知り、古語の原由を辨へ、方言俚語などの本因をも究めたらんには、其の不正の言語は、悉之れを棄て、正しき言語を以て、徧く世に用ゐしめむと思ふべし、然せしめんには、其の筋の

學なかるべからず、必要四なり、平常の談話に、過去、現在、未來等の格を誤り用ゐる者あるも、聞く人之を怪まず、されども、彼の西洋諸國のものは、其のまぎらはしきに惑はんか、さては、交通しげき今の世に、不便なるのみならず、思想を表象し、智識を交換することも、思ふがまゝには爲しがたからむ、さては、語學なかるべからず、必要五なり、文章は、言語を寫すものなれば、言語の誤りは、やがて、文章の誤りとなり、いはれども、さらにて、假令語學は一定して、世の人、皆之れを學ばんも、古來習慣の俗語は、たやすく廢しがたかるべし、されども、そは、只口語の上のみにて、語學を心得たらんには、文章は、心して書くべきか、必要六なり、さて、我が言語文章の亂れたるよしは、かつくもいへりし如く、彼の諸外國の不正音、不正語の、入り交りたるに由りて、彼の國語の變じて、我が國語になれるものいと多く、また我が國語の、彼の國語の如くになれるも少なからず、今は、今

試みに世の人に、「鼠」ハリス「峙」シなどいふ文字を示し、此は何國の語なるかと問はむに、かならず漢語なりと答ふべく、又「マシラ」マシラ「猿」マシラ「斑」マシラなどいふ語を示し、此は何國の語なるかと問はんに、かならず我が國語なりと答ふべし、そは、一は、畫字は、必漢語と心得て、そのむかし、境部の連石積等が作りしものとは知らず、日本紀天武天皇十一年に、境部の連石積等に命じて、さうに壁めて新字、四十四卷を造らしむ、と見えたるを、新井白石翁の同文通考に、今世行はる、とあり、また木村正辭、辻、柄、初ハリスの類、漢人の字書に載せざるもの、蓋し是なりとあり、また木村正辭氏の説に、真本の新撰字鏡刊本とは異なりに、字の訓のみを出して、音なきもの五百餘字あり、是も新字ならん、といはれたり、此の新字の事に付きては、猶まづくさくの論あれども、訓讀は、かならず我が國語と心得て、「マシラ」は梵語の「摩斯吒」の轉、マシラは梵語の摩多羅又曼陀羅の義なり、より出でたることを知らず、此の他、枚舉に追あらざれども、試みに、世の人の、常に用ゐる語を擧げば、

シッポク (卓袱) 料理にいふ字の唐音なり、

シクグイ (漆喰) 石灰の唐音、

アンドン (行燈) 唐音なり、

ソロバン (算盤) 唐音なるべし、

ノウレン (暖簾) 唐音なり、

フシン (普請) 土木の事をいふ、宋音なり、

テラ (寺) 朝鮮古語泥留テラの轉なり、今は「チラ」といふよし、

トラ (虎) 朝鮮語、

パッチ 絹布の股引、朝鮮語なりといふ、或云洋語「パンツ」の訛なりと、

タバコ (烟草) 亞米利加の島名 Tobacco に起る、

ドンダク (日曜日) 蘭語 Zon Dag の訛、

ブリツキ (葉鐵) 蘭語 Brik なり、

パン (麪包) 葡萄牙語 Pan. なり、

メリヤス (目利安) 又莫大小とも書く、葡萄牙語なりといふ、長唄の短きものをも爾云ふは、狂言の間の伸縮を補ふが故なりと、

ビロウド (天鷲絨) 西班牙語 Velluda. なり、

モンバ (紋羽) 綿の毛多き織物をいふ、洋語なるべし、

ナコ (鳥濤) 南方蠻國の名、笑ふべき事に用ゐる語なり、

トッグリ (德利) 何國の語にや、

以上の如し、猶穿鑿せむには、かゝる類は、幾らもあるべし、さて、このうちには、原語の知れたるもあり、又知れざるもありて、今の人の常にいふ語なれども、其の原語の、何國より出でたるを知れるは希なり、かくて、因襲の久しき、遂に一種の國語となりて、月を經、年を果ぬるに従ひ、それさへ、

又かはりたらんには、我が今の俗語も、亦更に變はりて、國語にや、外國語にや、遂に知るよしなきに至らむ、されども、規矩ともなり、準繩ともなるべき、語學一定したらむには、其の言語の正不正を見分けんこと、難きわざにはあらざるべし、必要七なり、我が國、條約改正の期も近く、隨ひて内地雜居も遠からず、然るに、彼の洋人等と、雜居するに及びても、猶言語文章の定めなからんには、いたづらに、彼らの耳目を驚かし、且、今の拜西奴どもの、日本の文辭は、不規則なり、不確定なり、などいふを實ならしめむは、いとく、口をしきことなり、天のいまだ陰雨せざるに、などいふこともあれば、今より、そを禦がんすべこそ肝要なれ、必要八なり、彼に我と雜居し、智識を交換せむと欲し、さて、言語を通じ、文章を書かむにも、我に語學なからむには、其の不使いふばかりなかるべし、必要九なり、彼又我が國の事情を知らず欲し、我が古典古書を讀まむとするに、何を規矩と

し、何を準繩とせむ、是亦語學に由らざるべからず、必要十なり、さて、此の十必要あるが上に、特に大なる必要あり、うは、我が語學を以て、我が金甌無缺の國體を知り、彼が戰亂無道の國體を窺ひ得べければなり、かくいは、彼の拜西奴どもは、例の國學者の大言なりとて、笑ふべかめれども、聊語學の道を心得たらむものは、實に、とれもふべきなり、此の段、第二節、變の原因、及末松謙澄氏が歐文沿革考のうち、英吉利の部、とある條と、照らし見て味ふべきなり、さて、斯くばかり、境域も廣く、且大なる者を、世に文章改良などいふ事を、かにかくに言ひ出づる者はあれども、語學擴張の事をいふは希なり、故に己は、先此の事を論ひ定めて、語學の擴張と、文章の改良と、並へ行はむとはすなりけり、

第二節
現行語學書の完全ならざる事、及末松謙澄氏の説を難す、

我が國語學書の、いまだ完全なざるは、文學上の欠典のみならず、讀書作

文等の、實際に不便なるよしは、大かた常にいふ所なり、されば、近來うの筋の書ども、此、彼、世に現はれて、何の文典、くれの文典と、もてはやすめれど、猶、いづれも完全せざるにや、さるは、舊來の詞の玉緒、語の八衢の類を、斟酌敷衍したるものにあらざれば、彼の西洋文典の類別名目を、其のまゝに借りて、我が言詞に當てはめ、或は、我が語法と、彼の文典とを取り合せて、いさゝか面目を、新にせしものに過ぎず、抑、詞の玉緒、詞の八衢の類は、專、言語の活用を、穿鑿したるのみにて、うの位置、性質、文理などは、解きあかさず、僅、に語尾の變化を、説けるものなれば、いは、言形學、又は、語尾學とも、いふべきものにて、文典といふ名は、負はせがたきにや、殊に、これ等の書は、雅言古語の活用を、擧げたるのみなれば、今の普通文に、雅文變體神皇正統記、雅俗混淆體、一條に、大かた物したり、就いて見るべし、などを用ゐんとするに當たりては、いさゝか足らはぬものなりけり、又西洋

文典に擬して物したるは、彼に適合する條々のみを掲げて、動詞、形容詞、
代名詞等は、彼に適合するを以て掲げ、女性、男性、單數、複數等は、適合せざ
るか多ければ、掲げざるも亦る類なり、但、男女の性、單複數の事は、前の言
語の條に論へり、當たらざる筋は、念れたる如く、中にも、須要なる動詞活
用の法などは、措いては、いふといへども、精しからず、凡べて附會の
説のみ多かり、蓋、我と彼とは、言形文理、共に甚く異なれば、然か容易に合
はざるこそ道理なれ、又彼の文典と、我が語法とを取り交へたるは、彼我
の法を參酌したる、いたつきの程は、見ゆるものから、例の和洋の法を、犬
牙に配列し、舊來の活用を掲げ、さて後、いさゝか西洋の法を交へて、彼の
分類に擬へ、彼の名目を冠せなとして、一物を重複し、一類を混一したる
迹見えて、その繁雜、さらに甚しきものなり、今世にあらはれたる、文典語
學などいふ書どもは、大方この三種に過ぎざるへし、斯く皆一定せずし
て、いろくなるを以て、之を學ばむものは、孰に從ひてよきにや、中々に

まどはしければ、遂には、打ち捨て、顧みざるもあらんか、されば、この筋
の書は、ありといへども、學ぶ者いと少く、且、我には語學なしなど、僻心得
するものさへ、出で來ぬめり、されば、末松謙澄氏の文章論に、綴字法の便、
よきために、とて、いはれたる事あり、うは、言語文章の亂れたる世には、げ
に、便、よきわざなるべかめれど、さては、我が語學をいかゞはせむ、因りて、
この重なるものを、一ニニ抜き出で、論はむとはすなりけり、その略に曰
はく、

「エ」「エ」は發音上已に區別なし、「ハ」も語の下にある時は、概、皆「エ」「エ」の發音
と、少しも異なることなし、而して此の三字を書き分ること、甚だ面倒
なり、愚考にては、最も舊法に近く、且區別の容易なるため、名詞には、
を用ゐ、其の他は總べて「エ」を用ゐむと欲す、但ガノニナに屬する「ハ」は
普通にもあり、書くにも便利なれば、在來の如く「ハ」を用う云々、

「エ」は、その土地によりて、言ひ分け得ると、得ざるとはあるべけれども、
 發音上區別なしといふべからず、それは「エ」は、下唇音、「エ」は、舌齒音にて、我が
 五十音には、發音の法さへ、具はれるものなればなり、たのれ、曾て或人に
 「ふえ、雷と、つゝ、杖と、まゑ、超と、うゑ、種ノの差別は、いかにと問ひたる事あり
 しに、うの人、かなづかひなど、辨へぬものながら、猶ホよく言ひわきたりき、
 但レ語の下にある「へ」譬へば、「山へゆく」「川へゆく」などいふとき、「山えゆく」
 「川えゆく」と書かむも、此の「え」と「へ」の發音いとまぎらはしく、殆、其の差
 別立てがたきばかりなれども、「え」は、燃えん、消えん、消えんなどやうに、
 動詞にのみ用ゐて、「山えゆく」「川えゆく」などやうに、名詞の語の下に用ゐず、
 但レ、未松氏の「榮ヒ」の「ヒ」は、稗ヒなどいふ名詞の「韻尾の「ヒ」は、上の例と違へ、これ等
 の事、いさゝか我が語學を心得たらんには、うをいひ分け、書き分けむこ
 と、難きわざにはあらざるべし。

動詞の終りの「フ」は、「オ」の如く響く時と、「ユ」の如く響く時と、「ウ」の如く響
 く時とあり、「オ」の如く響く場合は、普通にして困難なければ、舊法を存
 し、「ユ」の如く響く場合は、眞に「ユ」を用ゐる動詞もあるゆゑ、書分け甚だ
 面倒なり、因て「ユ」を響く語尾は、「オ」を廢して、「ユ」を用ゐ、「ウ」を響く場合は
 「フ」を廢して、「ウ」を用ゐるべし、是、却て語尾の明瞭を覺ゆ、
 動詞の終りの「フ」「ユ」の音の「オ」の如く響きてまぎらはしきは、ざる事な
 ら、此も語學の上よりいひたらむには、その分ちいと容易かるべし、譬へ
 ば、「フ」は、「飼はむ、飼ひ、飼ふ、飼へ」とやうに、波行の四段に活用ハクく、「フ」にて、「飼ゆ」
 とはいはず、「ユ」は、「越えむ、越え、越ゆる、越ゆれ」とやうに、也行の下二段に活
 用ハクく、「ユ」にて、「越ふる、越ふれ」とはいはず、「オ」は、動詞の終りに續かざること、
 前の「山え」「川え」などいふ例なれば、假令「オ」を響くとも、語學の上には、用ゐ
 ることあたはず、

「ハ」は語中にある時は「ワ」を響くこと多くして紛はし、因て語中の「ハ」の「ワ」を響く場合ハ、渾て「ワ」に従ひて、テニチハの「ハ」のみハ、舊法に従ひ「ハ」を用ゐるべし、

「て」をば「に」障りなき「ハ」は「ワ」を改むべし、といはれたれど、さては、その物を言ひ分くるに難かるべし、譬へば「河木」と「乾き」ハ、「ハ」と「ワ」の違、あれども、孰しも「ワ」とし、「粟」と「泡」と「ハ」は「ワ」の違、あれども、又孰しも「ワ」としたらんには、何によりて、その異同を知らむ（指すの外にもいはれたれど、大方上は、如き非説のみなれば、世に於て）、されば、綴字には、殊に「かなづかひ」を正すべきなり、況て「て」をば「の」如きは、「一」を違へても、その意通じがたき者なるをや、然るに、世の人、之を輕々しくれども、おは何事ぞ、試みに思へ、かの英語は「*Cherry*」又は「*Cherry*」などの母音を加へざれば、語をなすことなく、又母音は、加はりたりとも、その一語の中、一字あやまりたらんには、又語を成すとあたはず、譬へば、櫻とい

ふ名詞は「*Cherry*」と書けども、若し「*Cherry*」の一母音を除かば、櫻といふ字にはあらざるべく、よし「*Cherry*」といふ母音はありとも、一綴りの中、一字脱けたらむには、語を成し得ざるべし、こは、我が國の「かなづかひ」て「て」をば「ど」は異なれども、一字によりて、その意かはり、或は、語を成し得ざらんこと、全同じきものなり、また動詞の語尾も然り、譬へば、轉ずる「*Turn*」といふ文字は「*Turn*」と書けども、若し「*Turn*」の二字を加へなば、轉せし「*Turn*」といふ過去になり、「通る」といふ文字は「*Through*」と書けども、「*Through*」といふ二字を除かば、その音ころさはりなけれ、語を成し得ざらんが如し、此は、洋書を讀みしもの、徧く知る所なり、況て和漢洋の學に、すぐれたりと聞えし末松氏をや、然るに、我が「て」をば「かなづかひ」を重みせずして、古より定まれる例格をも、悉く破らむとせらるゝは、いかに思はれての癖わざにか、つやく心得がたきことなり、されども、若し我が語學一定して、世の人皆之を學ばむには、氏もか

ゝる事は、いはさらましを、語學は、いまだ一定せず、世の人も、さる節には、うときをもて、只ろの便、よきにまかせむとのわざならんか、さては、我が語學の道立ちがたく、且、言語文章のいよ、亂れゆかむをいか、はせむ、

第三節

語學書撰定及綴字書編纂の意見

聲音の正しからざる、言語のすなほならざる、文字文章の足らひ整はざるは、皆語學の道、一定せざるによれる予かし、語學の道一たび定まらむには、聲音正しくすべく、言語すなほにすべく、文字文章亦足らひと、はせむこと、難きわざにはあらざるへし、されば、これ等の書を物せむとは、容易からざるがうへに、その解説の可否善惡によりては、世に利害を及ぼすこと少からざれば、一己の私見臆斷を以て、かにかくに、物すべきわざにあらず、されば、この學にくはしき、朝野の學士たちを集へ、また彼の文典にくはしき、西洋人をも打ちまじへて、その利害得失を論らひ

定めたらんには、始めて全き語學書を撰定し得べきなり、さて、その利害得失を、論らひ定めざる前に於て、學士たちに質すべき愚説こそあれ、そは、語格と文法とを、截斷せむことこれなり、かゝる愚説は、固よりいはずもあるべきことながら、今の學士たちの、物せられたる語學書のうちに、は、名を文典とよそ名づけたれ、その實は、語典なるが多し、但、語典といひ、文典といふも、皆語學の範圍内なれば、妨げなきやうなれども、語格と文法と、自づから別物なれば、其の性質、合類、所屬等を、錯雜せざらむやう注意すべきなり、されば、先、語格と文法との書を別々に撰定して、語格に熟達したる後、文法に立ち入るべき區畫を立て、語格の書には、古今雅俗音訓の語を折衷して、その活用法の理論と、的例とを掲げて、整然犯すべからざる由を辨じ、文法書の方には、例の八品詞にまれ、十種言にまれ、成らむ様に從ひて、言語の類別を精密にし、章句の組織、形容、副詞の位置を

始め、反語、省語、助辭、餘意等の關係、又繋り結びの輕重などに至るまで、凡べての文理を説き、古風に拘泥せず、洋法を附會せず、我が國限りの、純正なる語學を、なさむとするにあり、斯くて、語格の書を語典といひ、文法の書を文典といひ、これを取りすべては、いづれも、語學書といはむも、その名目の如きは、學士たちの負はせむまに、くならむ、さて又、童蒙のもの、他日語格文法を學ばむに、便ならしめむがため、綴字書をも編纂すべし、そは、先づ、五十音及、清濁拗音の組織等を掲げ、さて、次ぎに、体言、用言、單語、連語等を列次して、その所々に簡易なる文章を、挿入し置くこと、凡べて彼のスペルリングに倣ひて編纂すべし、こは、學士たちの語學書撰定の暇にも成し得べく、又學士たちの力を借らでも、その筋に志あらむ人は、編纂し得べきものなり、獨り語學書にいたりては、前にもいへりし如く、然たやすくすべきものならねば、朝野の學士たちと、彼の西洋人と

を打ち集へて、物せざらむには、完全の語學書を撰定しがたかるべし、さて、この事は、た易からざるやうなれども、かの普魯西の文部卿が、みづから綴字案内をもつし、又佛蘭西の政府にて、語學上の事は、凡べて學士會院に持ち出で、討議せしむなどいふ例もあり、且、我國にも、この會院の設ければ、さる筋の人々には、殊に盡すべきわざになむ、

第六章 語學擴張の方案

第一節 公私諸學校に必す國語科を設置すべき事

今の教育者、口を開けば、智、體、徳の三育を説く、智育、体育は、方針や、定まれるやうなれども、獨り、徳育にいたりては、諸説尙紛々たり、或は、威氏の修身學を主張するものあり、或は、珂氏の倫理學を、首唱するものあり、又或は、孔孟の學を、折衷せむとするものありて、いづれに適歸すべきにか、當局者だに、惑へるもの、如し、己固より教育者にあらざれば、さる筋には、

喙を容るべきにあらず、されども常に竊に思へらく、己をして當局者たらしめば、諸説の紛を解き、難を排せむこと、難きわざにはあらざるべしと、そは、威氏の説にもあらず、珂氏の論にもあらず、又孔孟の學にもあらず、我が國固有の語學を以て、德育の基礎と爲すこと、是なり、かく云はむ、普通の教育者は、奇論とやいはむ、過言とや思はむ、抑我が國語は、我が國民たらむ者の、主として知らざるべからざるは、いふもさらなり、書を讀むにも、之れに由り、文を書くにも、之に由り、思想を表象するにも、之に由り、智識を交換するにも、之に由り、平常の談話交際等、亦皆之に由らざるはなし、こは、何れの國語といへども、然あるべく、何れの國民といへども、然せでは、得あるまじきわざなれば、いまだ以て、德育の基礎と爲すには足らず、德育の基礎と爲すべきは、特に、國語を以て、國體の尊嚴を知るにあり、試みに、英語の變遷を見よ、又支那語の沿革を鑒みよ、彼は、戰亂のあるこ

とに、他邦の語入り來りて、遂に原語を失ひしにあらすや、此は、王統の變はる毎に、異域の音まじこりて、亦原語を失ひしにあらすや、夫、英も帝國なり、支那も帝國なり、然るに、猶戰亂與亡に由りて、其の國固有の原語原音を失ひき、原語原音を失ふだに、既に其の國の体面に關す、況て王統の變はるをや、さて、我が國は、原語を失ひしことありや、原語を失ひしことありや、掛けまくは、畏ければ、我が皇統の變はりしことありや、神武天皇、都を大和の橿原に定めたまひしより、茲に二千五百有餘年、時に汚隆あり、世に盛衰ありといへども、皇統一系連綿として、今日に及べり、殊に聲音言語の道にいたりては、且々も、論らひし如く、言靈の幸ふ國とさへ稱へられて、げに、奇しく妙なるにあらずや、されば、世の人、若よく我が國語の、國語たる所以を得究めなば、隨ひて、國史の重みすべきよしを知らむ、國史の重みすべきよしを知らば、いよ、國語の貴ぶべきゆゑを悟らむ、

國語と國史とは、密着の關係ありて、しばらくも離るべからざるものなり、既に國語の貴ぶべきよしを知り、さて國史の重みすべきよしを悟らば、脩身齊家の道、自づから其の中に備はらむ、されば、己は國語を以て、德育の基礎とは爲さむとす、こは、げに、奇論とも、過言とも、思ふべかめれど、己自づからは、當に然あるべしと信するなり、但、威氏の説、珂氏の論、及、孔孟の學等、いづれも、皆風教に益あるべければ、之を參考し、之を攻究し、さて、之を適用せむは、教育者たらんもの、當に務むべきわざなり、されども、其の基礎いまだ立たざるに、他國の摸型を移さむとするは、己の取らざる所なり、されば、先づの基礎を鞏固にし、さて、法を英に求め、術を米に取らむも、そは、其の時の適宜なるべし、菅公のたまはく、和魂漢才と、己らに、和魂洋才といはむとす、今の時に當たりては、大和魂を養成して、先づ德育の基礎を鞏固にし、さて後に、洋才洋智を輸入すべきなり、己此の論

を以て、或、教育者に質し、に、あまりに頑げなりとて笑ふ、己、時のいまだ到らざるを歎じて止みにき、然るに、我が文部省にも、大に茲に見ありて、去にし明治廿二年を以て、帝國文科大学の中なる、和文學科を改めて、國文學科と稱せられ、尋いで高等中學にも、亦此の科を擴張せられたり、されば、普通教育の全程、即、尋常中學と、小學とに於ても、亦此の科をして、善美なる教科の体裁を具へて、その課程中の主位を占めしめられむと、遠きにあらざるべし、抑、此の國文科といへるは、我が國の文學を總稱したる名にて、國語は、其の主位を占むること、いふまでもあらざるべし、己、つらく、文部省の意を察するに、國語國史等の必要に逼まられ、さて、斯くはせられたるものにて、遂には、全國公私諸學校にも、亦皆此の科を設置せしめらるべきなり、既に然らば、一日も早く、公私諸學校に對し、國語の一科を欠かば、如何に善美を盡したる課程を具ふとも、開校を許さ

ず、と嚴達せらるべし、當局者たる者、豈に躊躇すべき時ならめや、

第二節 國語専門學校を設立すべき事

國語を以て、徳育の基礎とし、さて、方針を茲に取りて、一般に普及せしむべきよし、公私諸學校へ嚴達なせば、諸學校には、此の旨を遵奉して、國語漸々に隆盛にいたるべし、さて、其の標準は、帝國文科大學の中なる、國文科より取るべきは、さらなれども、國語既に教育の大頭腦となり、道德の大基礎となりて、あまねく世に重みせらるゝに至らば、之を大學より分けて、一の専門學校を設置すべし、假令分けざるも、大學の首位を占めしむべきなり、我が皇典講究所は、早くより茲に注目し、國語を以て、教育の大頭腦とし、道德の大基礎としたりしが、同所創立の當時は、世の人、大方は、之を輕しく看做して、中々に國語を、不完全なり、不規則なりなどいひて、ひたぶるに、英語を賞し、獨語を愛し、佛語蘭語を稱揚して、曾て國語の優

美にして、萬國に冠絶せるよしを知らず、いかでか、國語を以て、國体の價直を判することを知らむ、曾に知らざるのみか、國語を研究する者を呼びて、頑固者流と做し、國史を考覈する者を指して、高天原連といひ、遂に皇典講究所を、神宮學校と稱する者あるに、至れり、此の時に當たり、國語國史の必要を説くものは、唯一二の學者のみにして、實に曉天の星も、帝ならず、帝國大學の和文科さへ、一時は、生徒を募集せられざるに至りき、然るに、皇典講究所のみは、依然として面目を革めず、絶えざること縷の如くなりしも、明治二十三年に至り、更に其の事業を擴張して、日本法律學校といふを設け、又從來國語國史の課程は、別に國學院といふを置き、て、教授することになれり、猶進みては、我が國の諸學を分類して、之を科學となし、一科毎に一校を設け、さて、皇典講究所を以て、之を總轄せむとす、されば、國學の基礎を立てしものは、皇典講究所なりといふも、決して

誣言には、あらざるべし、斯くて、我が文部省の提撕もあり、且、内外諸學士たちの稱道によりて、漸々に國語の重みすべきよし、世にあらはれ、さて、二十二年十一月神田中猿樂町に、國語傳習所の設立ありしを始として、此の筋の學校、續々起れり、今、その重なるものを舉げむに、

國語傳習所

明治二十二年十一月設立

國文國史講習所

同二十三年一月設立

國文語學專門學校

同年同月設立

國語講習會

同年三月設立

の四校なり、さて、其の目的は、己が既に述べたりし條々と、異ならざるが如し、今之を抜き出でむは、わづらはしきわざなれども、亦丁寧反覆の意を以て、左に掲載せむとす、

國語傳習所趣旨書

國語は、國体を鞏固にするものなり、何となれば、國語は、邦國と共に存亡し、邦國と共に盛衰するものなればなり、そのゆゑは、古來萬國の史上に明らかにして、皆人のよく知る所なればいはず、我々は今日最も國語に注意すべき時なり、そは我國の獨立を鞏固にせざるべからざる時なればなり、外人雜居の迫り來らんとする時なればなり、この時に當りて、國語を明らかにし、文典を確めざれば、それがために蒙らるる害は、漢語の壓制より受けし所のものに、幾倍すべきか知るべからざるなり、當局者既にこゝに見る所ありしならむ、近頃大中學校に於ては、大に國文國語の學科を擴張せられたり、次てまた、普通小學校にも、國語科を設けられんとす、聞く、西洋にては、各國ともに、會話文典は、必らず、普通小學校に於て、學ぶことなれば、我國に於ても、此等の學科を設けらるべきは、當然なりとす、我々は、今、國語の必要なるを感し、國

語傳習所を設立し、大中學校の博士教師等の監督と教授とを得て、大に此の學を講習せんとす、あはれ志あらむものは、男女長幼に拘はらず、來りて速に入學せよ、國家のために、學業のために、

國文語學專門學校趣旨書

國文語學ノ目下急切ナル、皆ニ文學教育ノ範圍内ニ於テ、一大至要ナルノミナラズ、國體愛重ノ念ヲ國民ノ志操上ニ維持シ、人種ノ由來、國家ノ獨立ヲ證明スルニ、國家重大ノ關係ヲ有シ、洋人内地雜居ノ期ニ迫マリ、殊ニ法律明文上須要ノ學科タリ、蓋シ海外一般ノ學制、自國ノ語法文則ヲ貴重シ、一國獨立保護ノ爲ニ、政治家之ヲ痛論シ、其國固有ノ學術愛護ノ爲ニ、教育家之ヲ專攻スルヲ先トセリ、然ルニ我國ニ於テハ、從來日用普通文体ニ一定ノ規律ナク、學校教師モ亦讀書作文ヲ教授スルニ、語法文則ノ何タルヲ辨ゼズ、又著作翻譯ニ從事スル輩ノ

間ニ於ケルモ、文章ヲ評スルニ、唯其意義ノ妙味、趣向ノ巧拙ノミヲ論ジ、其組立ノ法規如何ニ至テハ、措キテ問ハザル者ノ如キ弊ニ流レ、政治家、教育家モ、國文語學ハ、一國獨立保護ノ基礎トシテ、專ラ國民教育上、至大至重ナル學科タルニ心付カザルガ如クナリシヲ、目下漸ヤク學校教師、著作翻譯ニ從事スル輩ノ間ニ、之ガ差支ヲ實地ニ感ジ、日用普通文体ノ上ニ一定ノ規律ナキヲ切ニ慨タミ、政治家、教育家モ、外交政略上、國粹保存ノ急ニ際シ、其利害既ニ前途ニ迫マルヲ以テ、屹然茲ニ猛省シ、之ヲ他ノ學科ニ對比シ、海外一般ノ學制ニ比較スルニ、此學科ノ世ニ蒙昧ナル、實ニ本邦文學上ノ一大闕典ナルニヨリ、文部省ノ學制遂ニ語學ヲ以テ、教育上急切ノ學科トナシ、大中小學ノ試験課目、教程課目上、大ニ之ガ獎勵ニ計畫セラル、ニ至ル、然ノミナラズ、世上俄ニ之ガ必要ヲ唱へ、之ヲ學ブ者、日ニ月ニ多キヲ加フルニ至レリ、本

邦將來ノ學制、此學科ノ社會ニ勢力ヲ得テ、前途教育上ノ面目大ニ一新スルニ至ランコト、推シテ知ルベキナリ、本校ハ夙ニ茲ニ見ルアリ、明治十八年十一月ヲ以テ創立シ、之ガ計畫ヲナス既ニ多年、嘗テ國文學ヲ專門ニ取調べ、學生ヲ專門ニ教養シ來タリシテ、目下國文學頗ル隆昌ニ赴ク世運傾向ノ機ニ投ジ、專ラ學生修學ノ便ヲ計リ、大學ニ入ルノ豫備ニ供ヘ、本校積年ノ主旨ヲ貫カント欲ス、抑モ本校設立ノ主旨タル他ニ非ラズ、唯國文學家タルノ職ニ對シ、目下我が日本建國ノ由來、及ビ人種論ノ上ニ、或ハ無稽ノ異說ヲ謬傳シ、割判以來皇統一系ヲ以テ、世界ニ冠絶タル國體ニ疵ツケントスルガ如キ、無識不學輩ノ蒙ヲ發カンガ爲メ、國ノ楯ト成リ、柱トナリテ、之ガ責ニ任ジ、多年ノ宿憂ヲ拂ハントスルニアルノミ、

己レいまだ、國文國史講習所、及ヒ國語講習會等の趣旨書は見ざれども、亦以

上の趣旨に過ぎざるべし、その他、類似の講習所、講習會は、屈指に堪へざらむ、こは、げに喜ぶべきことながら、亦杞憂に堪へざるは、例の流行物の如く、久しからずして、廢れむことなり、之を未然に防かむは、當局者の任にして、先づ國語を以て、文科大學の首位に置き、さて、一層之を擴張して、更に國語専門學校を設立するにあり、夫レ機は失ひ易きものなり、今日の如き好機は、重ねて得べくもあらず、曩に、英語に心酔せし者も、今は、釋然として悟りぬ、曩に、獨語を耳食せし者も、今は、翻然として悔いぬ、曩に佛語蘭語に迷溺せし者も、今は、渙然として氷解し、さて、猛省するに至りぬ、是レ國語に關する、私立諸學校の、續々起る所以にあらずや、殊に、我が皇典講究所の如きは、百難を排して遂に一勝を今日に得、さて、此等の諸學校を振起したり、されば、私立とはいへども、其の勢力や、をさく官立に譲らず、帝に讓らざるのみか、隱然國語大學の位置を占め、國語の盛衰消長、亦

皆一所に繋れるもの、如し、若し之に加ふるに、官立の國語専門學校を以てせば、公私内外、響きの物に應ずるが如く、道德の基礎斯に定まり、教育の方針、亦一途に出づるに至らむ。

第三節 國語國文上に關する諸學會一致すべき事

近來何の會、くれの會とて、枚擧に遑なきばかり多かるが中に、我が語學の上に利害を及ぼすは、かな、羅馬字の兩會なり、さて羅馬字會の所爲を見るに、「かなつかひ」てにをは「な」とも正すことなく、常に多く漢語を用ゐれば、そを知らざるものには、その意悟りがたく、且、知りたる者にて、一目瞭然たること能はざるヒカアミヒカワサ、僻文僻業にて、我が語學のうへには、中々に害を爲せ、少々の利もなきやかし、然るに、「かなのくわい」には、「てにをは」かなつかひの最、よくと、のひたるもあり、整はざるもあり、古雅にして、俗人には解しがたきもあり、野鄙にして、讀むにたへざるもあるなど、その文章

いろ／＼にして一定せず、且、羅馬字會と同じく、悉く綴字なれば、文章冗長にわたりて、煩はしく、今の人情には、適はざるものに似たり、さはあれ、羅馬字會の常に多く漢語を用ゐるとは、甚く異なりて、平易にして、其の意悟り易きのみならず、會員のうちには、我が語學を心得て、「てにをは」かなつかひ等に心する人たちも多かめれば、先は益ある方なるべし、只恨らくは、今の人情に適はずして、普通には、なりかたき事のみ、此の事、文章の條にいへりしを、云ひもつしたることもあれば、再ここに記す、其の他、大八洲學會は、專ら我が國學術上の考證を務め、且、有益の古書を追次刊行して、着々其の歩を進むるもの、如く、國文學會は、廣く國文學上の時弊を論じ、且、國文國史等の講義録を出だして、後進子弟を誘掖し、國家觀念を養成するを以て、主旨とし、さて我が學術の研究を務むるものは、明治會あり、國光社あり、國文國語を專攻するを以て目的とし、さて我が國體の鞏固を謀るものは、國語傳習所あり、

言語取調所あり、或は文章專修會といひ、或は花月館といひ、東洋學會といひ、知玉學會といふ、いづれも國語上に、多少の裨益を與へざるはなし、こは、皆その筋の雜誌を刊行して、名實相伴ふものなり、今一覽の便に供せむため、左に表出せば、

| 題名 | 地名 | 會名 |
|---------|-------------|-------|
| 大八洲學會雜誌 | 東京市本郷區元町一丁目 | 大八洲學會 |
| 國文學 | 同麴町區飯田町五丁目 | 國文學會 |
| 明治會叢誌 | 同麻布區六本木町 | 明治會 |
| 國光 | 同麴町區上二番町 | 國光社 |
| 國文 | 同神田區中猿樂町 | 國語傳習所 |
| 國語 | 同麴町區富士見町 | 言語取調所 |
| 東洋學會雜誌 | 同京橋區南傳馬町 | 東洋學會 |

| 文則 | 同區駿河臺鈴木町 | 文章專修會 |
|------|------------|-------|
| しきしま | 同神田區連雀町 | 花月館 |
| 知玉學會 | 神奈川縣橫濱區太田町 | 知玉學會 |

以上の如し、こは、皆己が竊かに賛成する所にして、或は、其の會員となれるもあり、或は、客員となれるもあり、又全く關係せざるものもあれども、要するに、賛成もし、協力もせむと欲するものなり、猶此の他、いまだ雜誌を發刊せざるものにて、特に、勢力あるは、明治義會なり、義會今將に氣韻を吐かむとす、我が國、學術の前途、實に、多望なりといふべし、己は、此等の諸學會を同心協力せしめて、向ふべき方針を一途にし、さて、内には、一定したる文章を以て、世に裨益ある書籍を著はし、外には、各學會の雜誌を以て、その主義を明かにし、内外共に力を爰に盡さむには、語學文章はいふもさらなり、我が國學の道、粲然として觀るべきに至らむ、殊に、此等の

學會と連絡して盡すべきは、皇典講究所を始として、國語傳習所、國文國史講習所等あり、況て文部省が、益々斯學の隆盛を圖らるゝに於てをや、

第四節 小學生徒に綴字書を教授すべき事

凡、國語を教へんには、先、綴字書より始めざるべからず、そは、小學には、是、まで有形名詞なる「糸」「犬」「礎」などいふ類を教ふる法は、整ふらめど、無形名詞なる「孝」「悌」「忠」「信」などいふ類、及、動詞、形容詞、副詞等の如きに至りては、如何にか、これ等の言語文字は、讀本の類の書を誦するうちに、おのづからに學び知る定にして、未、旨と無形名詞以下を、教授すべき法とては、用ゐざめなり、况て言語の作用、文字の綴り方などに於てをや、これ已、が童蒙のもの、他日語格文法を學ばむに、便ならしめむがため、綴字書を撰定すべし、といひし所以なり、さて、この綴字書を以て、初學の生徒に學ばしめなば、從來の漢籍素讀の教授法の如く、學庸論孟と、次第を追ひ

て、顛倒錯置の覺束なきを、たどりつゝ、行くうちに、辛うじて、漢字を認識する定、とは、零壞の差あれば、容易に漢字を認識することを得べし、又、かなづかひを正すことは、稍、高尚なる専門家のわざとし、初學のためには、深く意を用ゐる事なく、又之を教ふる手段もなきこそ心得ねざるは、漢文訓讀の如きは、唯に口耳の關係に止れば、聲音の轉訛より、遂に假字の濫用をも來せること、誠に已むを得ざるやうなれども、綴字書に就かむには、例の漢字を識ると共に、綴り假字をも、直に視感に訴へて、深く知覺に入るものなれば、彼の口耳曖昧相屬する類と異なりて、訛り誤る憂なかるべし、されば、東國のちとつを違へ、北國のよとゆを誤り、東京のしとひを混ざるなども、れのづからに改まらむ、又我が國の言詞は、種々の活用によりて、自然の區別あり、譬へば、一活用語にして、語尾の變化によりて、形容詞にも、副詞にも、過去にも、現在にも、未來にも、又自動にも、

他動にもなるものなれば、實に、語尾の活用ばかり、大切なるものはあら
 せ、されども、其の始、綴字書に由りて、やゝ活用をも暗記したらんには、其
 の活用を誤ることなかるべし、又近來新聞雜誌などには、てにをは「かな
 づかひ」の正しきは、實に、少なるが中にも、殊に、際立ちて目に付くは、送、假
 字なり、ろは、今、といふ字は、名詞なれば、活用くべきものならざるを、「今マ」
 と書き、「又」只などいふ名詞をも、「又タ」只タと書き、但、名詞にて、傍送といふ
 句、助辭なる「送、但、專、類、抑、殆、な、ど、は、その他、習ふ、覺ゆる」と書くべきを、
又句、助辭なる「送、但、專、類、抑、殆、な、ど、は、その他、習ふ、覺ゆる」と書くべきを、
字の傍に送、假字を添ふるを常とす、「習らふ」「覺ほゆる」とやうに、「ら」「ぼ」などの無用の辭を添ふるは、最、わづらは
 し、若、綴字に熟練したらむには、かゝる誤りはなかるべし、凡、人は、幼稚の時
 に、知覺に入りしことは、終身念るゝ事なきものなれば、小學の生徒に、綴
 字書を授けて、早くより見慣れ、聞き慣れ、言ひ慣れて、平生の談話にも、落
 ちる「受ける」などの訛りに慣れず、「落つる」「受くる」とやうに、誦めず勤めず

して、おのづから正しきに就かしめむは、豈に難きわざならめや、

第五節 教育唱歌を擴張すべき事

近來公私學校の生徒に、唱歌せしむる事始まれり、こは、文學上、又衛生上、
 ろの益少なからざるのみならず、世の風俗にも影響を及ぼすものなれ
 ば、ざる筋の人々は、殊に、心すべきことなり、さて、ろの唱歌は、生徒の等級
 によりて、いろいろ種類もあるべけれど、幼き小學生徒には、萬葉などの
 古雅古調の歌にては、その意を悟りがたく、且、倦み易かるべければ、雅俗
 混淆の語を用ゐて、面白く綴なしたる、今様體には若かざるべし、然るに、
 近頃新體詩なをいふもの、世に流行して、己が所謂今様體にはあれども、
コトバツキ語勢無下にいやしく、且、語法なども、整はぬが多かるは、作者のさる筋に
 は、うとまきにや、又唱歌は、生徒勉學の勞を慰めて、鬱を開き、悶を遣る料な
 れば、強ひては正さぬにや、いづれにしても、非見なり、前にもいへりし如

く、幼き時に知覺に入りしことは、終身わするゝことなきものなれば、唱歌といへども、亦その語法を正さずやはあるべき、况て綴字書によりて、常にいひ慣れ、聞き慣れたる名詞動詞を用ゐて、連ねたるものなれば、いはゞ綴字書の温習なるに於てをや、さて、此の唱歌は、曾に生徒に益あるのみならず、その影響、げにいみじきものなり、さるは、今流行する、建武のひかし正成は「な」といへる類は、何時となく、世に廣まりて、生徒等はさなり、教育なきものゆゑに、口癖に唱ふるに至れり、かくて、此等の類、いよいよ盛りになりゆきたらむには、薪こる柚人も、鹽やく海士も、その歌の、儂にやさしく、その節の、あはれに面白きを、常に聞き慣れ、聞き覺えて、さて、みづからも唱ふるに至らむか、されば、「かなつかひ」てにをは「等をたし、そを唱ふる者をして、知らず識らず、感化せしめむころ、力をも用ゐずて、語學を廣むる端緒ともなれ、故に、己は、今の新体詩といふものを補正し

て悉く語法に合はしめ、且、みづからも、物せむとはすなりけり、

第六節

俚歌俗謡を振起すべき事

教育唱歌に次ぎて、振起すべきは、俚歌俗謡なり、俚歌俗謡といへば、人々之を賤しめども、我が言語上、風俗上、殊に重みすべきものとす、夫、歌謡は、天賦のものにして、之を好むも、亦自然の性に出づ、花に鳴く鶯、水に住む蛙、いつれか歌をよまさりける、されば、野蠻未開の俗、目に一丁字なきものといへども、一に感情を歌謡に訴へ、歌謡は、またよく其の感情を傳へて、さて、始めて文章の恣態を成し、後世文學の基礎となること、洋の東西、いづれの邦國といへども、皆然らざるはなし、降りて今日にいたりても、亦猶之を好みて、薪ある柚人も、鹽やく海士も、いたる處として、口ずさみ、打ち誦せざるはなし、己は、此等の人々にも、儂にやさしき教育唱歌をうたはしめて、里びにさどびたる歌謡に代へしめむと欲すれども、習慣

の久しき、一朝には能はさるべし、是を以て、先づ從來の俚歌俗謠中、殊にす
ぐれたるものを撰び、さて足らざるをば、補作もし、新作もして、漸々に俗
を去りて、雅に就き、麤を捨て、細に入らしめむとす、言語歌謠の如きは、
時代によりて、變遷するものなれば、自然の成り行きに任ずるこそよけ
れ、といふ論者もあれども、己は猶復古せまく欲するなり、そは、古の歌謠
は、如何に俚言を以て連ねたるものなりとも、今のに比ぶれば、霄壤の差
あり、且、言語上に裨益あればなり、抑己が所謂俚歌俗謠とは、上は、神樂、催
馬樂、東遊、風俗、朗詠、今様、雜藝等此の中には、打ちまかせて、俚歌といひか
ふのみ、見る者な、谷めり、より、下は、長唄、端唄、甚句、都々逸等にいたるまで、すべて俚言
俗語を以て連ねたる唱歌をいふ、神樂、催馬樂等は、いと古きものなれば、
詞の優なるは、いふもさらなり、之をうたはむにも、あはれに、やさしから
むを、長唄、端唄等にいたりては、詞もいやしく、心も劣りたるものから、猶

古きは、をかしきふし多かる、めり、宗長の手記に、田樂の謠とて、

戀しのむかしや、たちもかへらぬ老の波、いたく雪のましら髪、長き
命、うらみなる、

といふを載せたり、後世の長唄は、此等の謠より胚胎せしものならむ、又
尺八笛吹ならし、此の頃はやる小唄とて、

宇治の川瀬の水車、何とうき世をめぐりくる、

とうたひ、陰徳太平記に、隆達の小歌の中に、

おもしろの春雨や、花のちらぬ程ふれ、

といへるは、男女僧俗、八十の老翁、三歳の兒孩までも、あまねく、うたへる
よし見えたり、此等は、亦後世の端唄、都々逸等の祖謠ともいふべきにや、
さて、今日は、如何にといふに、長唄、端唄等は、猶皆師傳あるべければ、幾分
か、むかしの面影を殘せども、甚句、都々逸等にいたりては、亂れにみだれ

て、殆、むかしの跡を留めず、さらぬだに、淫猥の事にわたり易きは、俗謡の習なるに、かく打ち捨て置きては、如何なる害をなさむも知る可らず、彼の端唄の「因州因幡」の如き、都々逸の「〇〇したい」とて、戸棚をさがすの如き、又今兒童の口ずさむ「大坂天満」の如き、本郷二丁目の八百屋の娘の如きは、淫猥にして、聞くに堪へざるのみならず、大に風教に害あり、されども、近來諸學校に、唱歌といふもの始まりてより、兒童等皆之を學びて、前の如き歌は、漸々に廢れんとす、こは、我が風俗上、いと喜ぶべき事ながら、端唄、都々逸等のみたりがはしきを、奈何はせむ、獨、長唄のみは、當時の面目を存して、高尚優美、諸曲中に傑出するものから、猶、淫猥のものなきにあらす、因りて、已は、松の葉、松の落葉、糸竹大全、大ぬさ、里の訛、絃曲大榛抄、歌曲集、哇鈔錄、歌澤大全、哇大成、糸竹初心集、吟玉集、古今吟玉大成、さては、南畝秀言、近世奇跡考、用捨箱、返魂紙料等の、隨筆類にいたるまで、苟

俚歌俗謡の見えたるかぎりを蒐集して、さて、其中より、殊にすぐたれるを撰び、詞の訛まりたらむを改め、調のあしからむを正し、さて、てにをは「かなつかひ」を嚴かにして、歌ひてもよく、讀みてもよきやうに物し、又補作もし、新作もして、之を世に行はば、言語風俗上の裨益、さらにいみじきものあらむ、世の教育者たち、兒童が大坂天満、どうたふを聞きて、いたづらに眉を擡めず、自づから、之に代ふべき歌を、案出せらるべきなり、俚歌俗謡とて、強にいやしむべきものは、

第七節 國語會話を起すべき事

驛標一ッ隔て、も、音語のかはること、は、いづれの國、いづれの處も、異なることなし、况て二百里、三百里と隔たりたる國々をや、むかし、薩摩の藩士某、君命によりて、青森へ使ひせしに、音語いたく異なれば、互に其の意を得ず、やがて、工夫して、謠曲の詞を以て、問答せしに、始めて共に、その意

を得たりきと、こは茶話めきたる事ながら、げにかゝる事もありにけむ、今日の如く、開けたる御代にても、猶^ナかけ出しの薩摩人、青森人等の音語は、解しがたきもの多かり、たゞに薩摩人、青森人のみならず、三府の中なる、京阪地方の音語だに、時としては、解しがたきものあり、各縣各町村の音語の異なる、はた怪むべき事かは、人の娘の事を、東京にては、オヂヤウンといひ、然りといふ詞を、東京にては、サウデスといふを、京坂にては、オイトハドスといひ、坂にては、サウデオマス、といふにても、三府の音語の異なるふ一斑を窺、今試^ニに、長崎と新潟との音語を對照せむに、

||の章は、尊教の意を表する言、|の章は、卑下の意を表する言なり、付號なきものは、通常の言語を知るべし、

名詞の部

長崎 我

ワタクシ、アタシ、アタイ、アタシ、ワレ、ワガ、オレ、オイ、オドン、

| | | |
|----|---|-----------------------------|
| 新潟 | 我 | ワタクシ、ワダグシ、ワタシ、ワレ、ワガ、オレ、 |
| 長崎 | 汝 | アナタ、オマイ、オマへ、ウン、ワガ、オトン、 |
| 新潟 | 汝 | ワサン、アサン、 |
| 新潟 | 汝 | アナタ、オマへサマ、オテマへ、オマへ、キサマ、 |
| 長崎 | 父 | ヌシ、オノレ、テマへ、ウヌ、 |
| 長崎 | 父 | オトツアン、チ、オヤヂイ、チヤン、トツアン、 |
| 新潟 | 父 | オッチヤン、 |
| 新潟 | 父 | オド、サマ、オトツアマ、オドツアマ、ト、サマ、 |
| 長崎 | 母 | オト、サマ、チ、トツア、オヤヂ、オトド、トドウ、 |
| 長崎 | 母 | トド、ダマア、 |
| 長崎 | 母 | オカサン、ハ、カ、サン、カアヤン、 |
| 新潟 | 母 | オカトサマ、オッカサマ、オッカソン、オカサ、カ、サマ、 |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|----------------|------------------|------------------|------------------------|---------------|----------------|
| 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 |
| 然レ兄 | 然レ兄 | 然リ | 然リ | 然レ弟 | 然レ弟 | 然レ兄 | 然レ兄 |
| カガア、カガマ、オッカア、カアソン、オガガ、オバアサン、アンヂヤイモン、アニ、バア、バアヤン、 | オアニイサマ、アニサマ、オアニ、アニ、アンニヤマ、アンニアソン、アンニヤ、 | オトト、シヤテイ、オトトト、 | オトトト、オトト、オヂ、ゴンボ、 | サヨウ、サウ、サヨウデゴザンス、 | サヨウ、サウ、サヨウデゴザリマス、サウデゴザ | エス、サウデゴザリヤイス、 | アイバツテン、ソイバツテン、 |

雑語の部

| | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------------|------------------|----------------------------|----------------|----|----|----|----------|
| 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 | 新瀉 | 長崎 |
| 然レ兄 | 然レバ | 然レバ | 故ニ | 故ニ | 諾 | 諾 | 否 | 否 | 人ヲ愚ニスルコト |
| サウダケレドモ、ケレドモ、サウデゴザリマスケレドモ、サウデゴザリヤイスケレドモ、ソクナイバ、ソントキヤ、アンナイ、サヨウナラバ、ソクナラバ、サウダラ、ソクダラ、ソコデ、ソイケンガ、ソコデ、ソレダカラ、ソレユエ、 | ナイ、子、アイ、ン、オ、 | ハイ、ナイ、ウンナイ、ン、オイ、オ、 | インニヤ、イヤ、インニ、イ、エ、 | イケ子、イ、ヤ、イヤ、イヤダ、ヤダ、ウダ、ウンウン、 | フウケモン、バカ、ツウタン、 | | | | |

新潟 人ヲ愚ニ
スルヲ

デレスケ、バカ、フノケ、ハンタ、

右の如し、こは、極めて疎漏なる表なれども、亦その一斑を窺ひ得べし、さて、此の中、如何なる意義にか、他國人には、解し得がたきものも多かるべく、本國人にても、其の土地によりては、通せざるものもあらむ、長崎といひ、新潟といふ、いづれも、五港の一にて、他の國々に比べては、開けに開けたるものから、猶^ホろの方言にいたりては、他國に通せず、ともすれば、本國人だに、解し得ざるものあり、他の諸縣邑、諸町村は、推しても知るべきなり、西洋諸國との交際、日一日より頻繁を加へ、智識交換の盛なる今日に當たり、我が思想を表象すべき言語、混淆紛亂、千差萬別にて、國內に、不便を感じる程にては、西洋人との交際も、自然不十分なることを免かれざらむ、西洋人も、亦我が國語のまち／＼なるに感ひて、其の標準を得るに苦しむべし、されば、己は、我が全國中の、方言俚語を調査して、さて、其の

殊に、純粹にして、且、普通に涉れるものを選抜して、國語會話といふものを起さむとす、さはいへ、此の事は、難事中の難事にて、到底一人一個の力を以て、はたし得べきにあらず、幸に、我が言語取調所ありて、早くより茲に注目せらるゝよしなれば、早晚好結果を見るにいたらむ、その結果を見むは、猶^ホはやくも、二三十年の後なるべくおもはるれば、己は、先^ッ假^ッに三府を始めとして、三府の近縣の、方言俚語を參酌商量し、その殊に純粹にして、普通なるものを以て、一種の俗語典を作り、さて、各府縣の普通學校に、國語會話といふ科を置かば、全國の音語、漸々に一定の緒に就きなむ、其の方法は、一定したる俗語典に對照するに、其の府縣從來の方言俚語を以てし、さて、之を英語會話の如くにして教授し、猶^ホ進みては、雅俗會話もすべし、かゝれば、我が國語上の裨益のみにあらずして、各國と交際上、大に便宜を得べきなり、

第八節 國語を海外諸國に輸出すべき事

蘭語は既に輸入したり、英語も既に輸入したり、佛語、獨語も亦すでに輸入し終へたり、いでや、我が國語を海外諸國へ輸出して、是れまで我が國人が蘭語、英語を愛し、佛語、獨語を慕ひたらむ如く、彼の西洋人をして、亦我が國語を愛慕せしめむとす、然るに、彼等既に愛慕の實を挙げたり、西洋諸國に於ける、東洋語學校の隆盛是なり、此の語學校の事に付きては、己が常に注目する所なるが、去にし明治二十三年十月の時事新報を見しに、左の一報を得たり、

近頃歐洲より歸朝したる、井上哲次郎氏の話を聞くに、歐洲各國の大學には、東洋語學科の設けありて、相應に學生を養成し居る中に、獨逸の如きは、近年何角に附けて、東洋に手を伸ばすの政策を執る有様なるより、自然其の必要を感じたるものゝ如し、元來歐洲に於て、東洋語

の研究を始めたるは、隨分年古きことなるべく、日本語の如きも、始めて歐洲に入りたるは、今より三百餘年前に在りて、所謂キリシタン、パテレンの徒が、葡萄牙より來りたる際、日本語を研究し、其の序でに、對譯字書を作り、之を本國に持ち歸りたるより、端緒を開きて、終に歐洲諸國の學者間にも、之を傳ふるに至りしが、今は絶板して容易に得がたく、漸くのことにて、井上氏も其の書を得たるに付き、今度之を持ち歸りたるよし、中には、現今の日本人には、解しがたき言語もあるは、當時對譯者の聞き誤まりたるもあるべく、又時代の相違に依りて、普通言語の變化したるが爲め、今日となりては、相分らざるの事情もあるべし、といへり、斯くて、其の後に至り、歐洲の文運次第に隆盛に赴き、各國ともに、他國の語を學ぶことゝなり、遂に東洋諸國の語學も、大學の中に加へられ、現今獨逸に於ては、大學の一分科として、之を設け、支那

印度、彼斯、及び日本等數ヶ國の言語を教授せり、二三年前迄は、右の中に、印度語を學ぶもの最も多く、日本語學科の學生は、僅々數人に過ぎざりしかども、例のビスマークが、東洋政略の影響にや、其の以來俄に學生の數を増し、今では日本語の學生最も多くして、廿餘人あり、井上氏の始めて教授を托せられたるは、今より三年程前なるが、其の頃の有様に比すれば、餘程進歩したるものにて、上級の學生は、近世史畧を讀み、其の次ぎは、落語家圓朝の口演に係る、牡丹燈籠を課し、最下級のもの、小學讀本の一二位を學びつゝあり、斯くして、日本語を學び得たるものには、外務省、又は日本に於ける、同國の公使館へ在勤を命ずるもの多く、現に我が東京の獨逸公使館には、曾て井上氏の教授を受けたる人も來たり居る由、右は重きに獨逸の情況なるが、又露西亞の如きも、却て獨逸に優るあるも、劣る所なく、只管東洋語の學生を養

成せり、其の次第は世人も知る如く、露西亞は專制國なるを以て、人民の文明思想に長ずるを嫌ふ所あるか、大學に理學の科を欠き、殆んど其の代りとして、東洋語學科を置きたる位なれば、その獎勵に熱心なること、推して知るべきなり、此の外、オリエンタル、アカデミーといふが如き類、隨分之れあり、英國も亦決して歐洲諸國に讓らず、要するに、東洋語中、我が日本語の歐洲に於ける運命は、今後とても亦決して發達の望なきにあらず、凡そ外國の言語を學ぶものは、其の言語を覺ゆると同時に、其の國の事物を見聞することを好み、遂には愛慕の念をさへ生ずるに至るは、我が國の國學者と稱するものが、御國最負をなし、漢學先生が漢土を慕ひたる事實を見ても明白なるゆゑ、兎に角に一人も多く歐洲人が、日本語を解するやうにしたきは、我々日本國民の相共に望む所なるべし、

西洋に於ける、我が國語の勢力かくの如し、此の時に當たり、先づ我が國語を一定し、さて、之を海外諸國へ輸出せ、すば、復輸出の期なるべし、是れ己が前節に、國語會話を主張せし所以なりけり、況て彼等が我が國語の研究を務め、現に英人チャムバレンの如きは、我が文部省の命を奉じて、日本文典を編纂したるものをや、抑、西洋人が、我が國語上に就ての著書は、今を距ること、凡、三百年以前よりありて、當時渡航せし、葡萄牙の宣教師等、實に、その率先者たりき、此の宣教師等は、肥前の天草、長崎等に於て、印刷の業に従事し、その著書中には、著者が能く日本語に通曉せしことを、證すべきものなきにあらざれども、大方は、その組織方法の不完全なるがために、之によりて、我が國固有の文學の要旨を知らむことは難かるべし、今その著書中、殊に、名たるものは、宣教師シヨアンノ、ロドリギーズが、日本語彙にて、耶穌紀元千六百三年に、長崎に於て、出版したる

ものなり、さて、自づから此の書に記名せざりしは、其の組合の宣教師等が發行せる、日本語葡萄牙語對譯辭書を参考し、且、拔萃したればなりと、後千六百三十年に、西班牙國マニールなる、宣教師ヒヤレンス、エスクイパル、之をその國語に反譯したりと、又日本語の術は、翌千六百四年、同人が長崎に於て出版したる者にて、更に此の書の拔萃を反譯せしは、佛國のランドレスにて、アベル、レミサールの監督に係れり、さて、之を巴理の東洋學會より發行したり、此の譯者、ふつに我が國語は知らざりけむ、誤謬いと多くして、現に博士アウクスト、フツマイヤに、駁撃せられたり、其の他、當時の宣教師中、コラードハ、日本語文法、簡畧日本語眞寶並千六百卅二年、羅馬に於て、等を著はし、オヤギレンハ、日本文法千七百卅八年、墨て、出版したるもの、を著はし、かく我が言語上の著述、續々梓行あるにも拘はらず、我が言語を知ること、は、彼の西洋人には、いと難きわざなりしが、千八

百二十六年、我が文政九年に、フィリップ、フランツ、フォン、シーボルト、極東諸島を旅行し、デシマに於て編纂せる、日本文典要畧といふを、バダビヤの學術會の報告として發行したり、又此のシーボルトの門下に在りて、出藍の譽を得たる、博士ジーホフマンは、我が國の語學に有名なる人にて、曾て日本文典を著はし、さらに、之を英語と蘭語とにて出版したり、こは、初、デシマの蘭語商館にて、ドンケルカルシヤスが、普通文典を補綴せしものにて、博言學上の進歩と、博覽とにいたりては、實に未曾有にて、若、西洋に於ける、我が言語學の系統をいはゞ、彼のアストンは、ホフマンの後を承け、チャンバレンは、アストンの跡を續けるものといはむか、彼等が我國語上に盡力せしこと、此の如くなるに、我が國人は、中々に輕々しく看做して、今日にいたるまで、その必要を感せざりしころ、げにくやしき限りなれ、されば、先、普通の俗語典を編纂して、俗語の類別を知らしめ、次

ぎに、雅俗對照語典を編纂して、雅俗の異同を知らしめむやうに務めむは、我が文學者の義務にして、抑、外務省の一考を煩はすべき事なるべし、況て、彼等が常に日本語と稱するは、多くは、俗語の事にて、古言、雅言にいたりては、一二の學者にあらざれば、知らざるに於てをや、されば、先、俗語典を以て、彼等が會話の料とし、雅俗對照語典を以て、彼等が讀書の便とし、さて、我が國語國文より、百般の書籍にいたるまで、苟、彼を益すべきものは、翻譯もし、翻案もして、之を海外へ輸出せんには、亦之を愛慕して、曩に、我が國人が、彼の事物に垂涎せし如くなるにも至るべし、務めや、我が文學者ら、一考せよ、我が當局者たち、

第九節 新聞雜誌、稗史小説等を改良すべき事

世に新聞の數は多けれども、先は、日日新聞なるべし、その言辭の遣ひさま、みやびにして俗ならず、又語法なども、そのへるが多かれはなり、報

知新聞は、之に次ぐものなれども、日に比べては、甚く劣れり、そは、書き
 ざまころ定まりたるやうなれ、猶ナ語法のとゝのはぬも、少からざればな
 り、されども、なべての新聞に比べたらむには、雲泥の差あるべし、往昔熊
 澤了介、貝原篤信の如き名儒は、假字文に通じ、歌をも詠みたるが故に、そ
 の假字文の、なだらかなるは、さることなれど、新井白石、山本北山、林述齋、
 太田錦城等の諸學士たちに至りては、只博覽の資として、わが國文をも
 讀みたる者なるに、その假字文を見れば、今の世のとは、甚く異なりて、
 めでたきは、只すこしの注意と、否とによるのみにて、日日新聞社には、我
 が國學せし人もありと聞けば、その言辭の遣ひさま、雅にして俗ならざ
 るも、別に怪むには足らねど、報知社には、さる人ありとも聞かず、然るに、
 その文章、猶ナなだらかにして、めでたきは、亦只少しの注意と、否とによる
 ものならん、されば、必シしも我が國學はせずとも、聊カてにをば「かなつか

ひ」に注意して、神皇正統記、太平記などやうの書どもを、讀み味はひなは、
 おのづから悟る所ありなむ、且ツてにをば「かなつかひ」の如きは、漢學書
 生が作詩のため、韻字平仄を覺ゆるよりも、易きものなるをや、然るに、他
 の諸新聞、又は、諸雜誌を見るに、漢文直譯にも付かず、横文直譯にも付か
 ず、此レと彼トと混淆せる、一種異様の筑良文のみ多かり、但シこれらの文は、
 新聞ならむには、多く社説に用ゐる、雜誌ならむには、多く専門の者に用ゐ
 たり、その他は、例の雅俗混淆體なるべし、さて、今の雅俗體には、いろく
 の種類あるべけれど、先ツは、馬琴、春水等の文に倣ひたる多かめる、さる
 は、新聞雜誌のつゞき物語、又は、稗史小説の類は、皆この文體に過ぎざれ
 ばなり、然るに、馬琴は、「てにをば」「かなつかひ」等にも、心を用ゐしものな
 れば、誤リいと少けれども、春水は、然らず、只人情を寫すを旨として、文章
 は、多く俗語を用ゐる譬へば、俗に「受ける」「落ちる」といふを、そのままに「受け

る「落ちる」と書して、「受くる」落つる」と改めざる類、凡べて、いふ言にまれ、爲るわざにまれ、眼のあたり見たらむ如く物するを以て、得意とはせしものなれば、誤りも多かり、僻言も少からず、されども、若し當時春水にして、聊語學の事に注意したらむには、我が言語の道に益ありしは、いふもさるなり、今の新聞小説などいふものも、正しからむとぞおもはるゝ、そは、今の作者といふものは、大かた馬琴を學びて成らず、遂に春水に類する者なればなり、今試に馬琴の文のうちにて、言語に係るものと、春水の文のうちにて、言語にかゝるものとを舉げむに、

主人と見えたる、一箇の老人、遽はしく出迎へて、阿客さま方酒をや召さるゝ、飯を進らすべうもや」と問ふを、阿夏は、見かへりて、竹葉は勿論、飯もたうべし、菜羹は何々」と問ひかへされて、さ候、一炙鮓に、泥鰌の濃汁、獨活の酢茹も候」といふに、阿夏は、領つきて、云々「馬琴美少年録

此は、俗文めきてはあれども、その文格一ツも違ふことなく、且、その書きざまは、太平記の文などに近きにや、されば、おのれは、漢文直譯變體の、又變せしものといへり、

小平も膝を摺寄せて、「モーシ重兵衛さん、御前の素性を知りませねば、御子息さんの本性も、ろくく」と聞きませぬが、一昨日、始めて敵打のうわさと、共に承はれば、御子息さんも、同意の忠義」と御明しなされた、大事の本性、一春水伊呂波文庫

此は、馬琴の文に比べては、甚く劣るがうへに、聞きませぬとあるぞ、格に違へる、ろは、ませぬのぬは、元、すより轉じたるものにて、此のすは、ズ、ヌ子と三様に轉用し、動詞將然言の語尾に副はりて、其の義不字を含みて、即ち有の反對にて、物の然あらざる意を示す現在の結尾辭なり、ズは「ナイ」又ハ「ナイワイ」「子」ハ「ナイガマア」とやうに譯せり、今の「聞きませぬ」のぬは、ろが

中の又にて、現在の辭なり、然るに、この文、現在をいふにはあらで、過去の事なれば、聞きませなむだが、「なむだ」といふ辭は、蓋し「聞きませ」なり、あるべき格なり、「なむだ」といふ辭は、蓋し「聞きませ」なり、俗語を聞きませざつたといふよし、其の國人より聞けり、「なむだ」といふ辭は、蓋し「聞きませ」なり、聞きませありき、「なむだ」といふ辭は、蓋し「聞きませ」なり、の約にて、「なむだ」といふ辭は、蓋し「聞きませ」なり、「なむだ」は「ぬあつた」の轉じて、かく短き文中にだに、猶格を違へてあれば、伊呂波文庫廿七卷は、さらなり、その他、幾百部、幾千巻とある著書中には、その誤、亦幾百幾千あるを知るべからず、然るに、この体、童蒙婦女子にも解し易く、且、馬琴の文の如く、てにをば「かなつかひ」などにも、拘はらずして、筆まかせに書くものなれば、近頃は、その筋にあらぬものさへ、この体を學びて、小説やうのものを物すめり、此は、語學を辨へざる誤、とはいへども、抑、春水等の、備を作れりし故にやあらむ、されば、是、まで春水派の小説を読みしものは、その話説の面白さに、知らず識らず、字句をも悟り、言辭をも覺えしなるべし、況て假字を力草

にして、辛くもたどりつゝ、讀む、童蒙婦女子などは、譬へば、てにをば「こそありけれ」といふべきを、「こそありける」、「別れてこそは出てゆけ」といふべきを、別れてこそは出て、ゆくと誤る類、又、かなつかひには、をんな「を」と「こ」を書くべきを、「おんな」と「ゆゑ」に「つひに」と書くべきを、「ゆへに」「ついに」と違へる類を、うのまゝに覺えて、ころの起、の時、は、るくとやうに結ぶものとし、ゆゑに、つひにの假字を、ゆへに、ついに、と書くものと僻心得せしものも、少からざるべし、こは、たゞに婦女子のみにあらず、今の作者といふもの、大方は、然心得るやかし、これ新聞雜誌、稗史小説等には、語格文法の正しきは、希なる故なりけり、されば、此の害は、春水派の小説に起りて、今の新聞稗史等に成れりといはんか、さて、此の害を除くには、如何にせばよけむ、只現行の雅俗體を、聊、改良して、語格文法を正しくせむのみ、此の事、もし行はれんには、曩に春水等が廣でらしたる

害は悉利となりて、我が日用の言語文章さへ、自つから正しきに就きな
んかし、此の一節、文章の
條と見合すべし。

第十節 我が政府語學の擴張を實行すべき事

上の好む所、下之より甚し、といひけむは、げに、さる事にて、萬の事、皆上さ
まより起るぞかし、されば、この語學も、亦上より事はじめむには、若かず、
さて、その事はじめむやうは、先づ詔勅を始め、政府の布告、布令、布達、訓狀、又
公私學校に用ゐる教育書等の文體を一定して、語格文法を誤ることな
きやう、注意すべき事は、なり、但、その文體の如きは、平易にして、讀み易き
をよしとすれども、さりとて、雅俗混淆体の如きは、あまりに野鼻に涉り、
且、是までの例もありて、遽かに面目を改めむは、世の人を驚かすわざなれ
ば、雅ならず、俗ならぬ、和漢混淆体雅文變體にて、即ち
神皇正統記の類、を用ゐむころ、いとい
と便とは思はるれ、獨り詔勅は、世に重みすべきものなれば、只に便利をの

みいふべきにあらず、されば、己は、この文に限りては、古の宣命體を用ゐ
むことを願ふなり、かくて、政府は、内閣を始め、諸省、諸局より、府縣廳、郡區
町村の役所、役場にいたるまで、凡べて、官符一切の文書は、悉く和漢混淆體
を用ゐて、語格文法を誤らざるやう、令達し、又文部省は、特に、此に注意し
て、全國の諸學校をして、其の教課書にも、右の體を用ゐて、物すべきよし
を命令すべし、かく政府に於て、注意したらむには、世の書を著はし、文を
作るもの、自つから上の爲す所に倣ひて、その影響、更に新聞雜誌、稗史小
説等に及び、雅俗體も亦變じて、和漢混淆體にならむも、大方知るべから
ず、されば、漸々に我が語學の道の廣まると共に、文章も改まりゆき、且、聲
音言語さへ、遂には、復古するにいたらむか、

日本語學新論畢

附錄

左の一章は、昨年十二月十二日、芝區三田四國町二番地、聯合教員講習の開會式場に、演說せし筆記なり、抑、同會は、大に時事に感激し、友人米山長太郎氏と相謀りて、設立したるものにて、爾來引き續きて開會し、國語國史を以て、諸學科の上に置き、さて、己が會て物したりし日本語學新論を以て、語學の階梯とし、先、國音の清濁、國語の純駁、國字の便否、國文の善惡等を知らしめ、聊、國家觀念を養成せむことを務めたり、此の章は、その發會の演說筆記なれば、本編に縁故なきにあらず、且、本編を讀まむもの、參考ともなりぬべければ、今之を餘論として爰に記しつ。

己、明治二十三年十月三十日、立教の聖勅を奉讀して、一、たひは、かしてみ、一、たひは、うれたみ、さて、かなしみて、涙のはかり落つるを覺えず、我が當

局者は、如何に思はれけむ、聖勅を遵守せよ、聖意を奉戴せよなど、いとあはてたるさまにて、各府縣の諸學校へ訓令せられたり、世の教育家は、如何に思はれけむ、或は、勅語奉讀會を開らき、或は、勅語講義録を出たして、今さらのやうに狼狽せられたり、己、此を見、彼を見て、ますますくうれたみ、いよくかなしみ、さて、聖勅を、いやすすくにかしこみて、とゝめあへぬ涙に、袖をねらしたりけり、掛けまくは、畏しけれども、我が

陛下御口づから、

天皇

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進

テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ眷々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と、のたまひしこそ、げに、やむことなき極なりしか、己、此の聖勅を奉讀して、陛下が宸襟をなやましたまふに先、泣き、さて、當局者が、あはてたるさまにて、訓令せられたるに泣き、さらに、教育家が、今さらのやうに、狼狽せられたるに泣きたり、さるは、我が教育の基礎いまだ立たず、國家の觀念いまだ遍からざりしを知ればなり、己、固より教育者にあらざれ

ば、如何なる方法、如何なる手段にて、教育してよけむ、そは、知るべきやうもなければ、我が當局者には、教育の基礎、既に立てられたる事と思ひき、世の教育家には、既に國家の觀念、遍かるべき事と思ひき、そは、基礎立たでは、教育は、施しがたく、觀念遍からずば、國家は、立ちがたきを知ればなり、然るに、此の聖勅を奉讀して、

我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

といふにいたり、冷汗の背に洩きを覺えず、あはれ、我が當局者は、國體の精華を知られざりしか、世の教育家は、教育の淵源を知られざりしか、國體の精華を知られなば、教育の基礎は、既に立ちしなるべく、教育の淵源を知られなば、國家の觀念は、既に遍かりしなるべし、その基礎いまだ立たず、

觀念いまだ遍からざるを見れば、蓋之を知られざりしならむ、今にして思へば、當局者のあはてられしも、教育家の狼狽せられしも、げに、うべなりけり、既往の事は、いふも甲斐なし、將來も猶、既往の如くならむには、當局者は、いよく、其の罪を増し、教育家は、ますます、其の責を免かれざらむ、己は、陛下をして、再、かゝる勅語を出だせ、まつらせむことを恐るゝなり、されば、當局者は、

父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

とあるに本づき、國體の精華を發揚せむことを務め、教育家は、

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

とあるに本づき、教育の淵源を討究せむことを務め、我が國民は、亦

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤
無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ

とあるに本づき、國家の觀念を養成せしむるを務むべきなり、さて、此の如くせむには、如何にせばよけむ、只我が國文學を振起するに在るのみ、然るに、當局者も、茲に感せられたるにや、去にし明治廿二年を以て、帝國文科大學の中なる、和文學科を改めて、國文學科と稱し、いさゝか國文を振起せられたるべかめれども、こは、只その一端に過ぎず、國文學科を以て、諸學科の首位を占めしめ、さて、何等の學科を學ぶものなりとも、必、先、此の科を履修せざるべからず、とやうの英斷はなく、亦さばかりにも、必要を感せられざりけむ、世の教育家も、亦只國家教育などいふ語を、口癖のやうには言ふものから、身づからだに、國家の觀念なく、いたづらに、米の餘唾を舐ぶり、英の糟粕を嘗めて、まよなきものと思ひ、たましく國語

國史等の必要を説く者あれば、迂遠なり頑固なりなど嘲けりて、したり顔なるが多かり、かゝる有様にて、國民を教育したらむには、いかでか、國憲を重シ、國法に遵ふべきものゝ出て來べき、いかでか、義勇公に奉じ、天壤無窮の皇運を扶翼すべきものゝ出て來べき、思ひて此にいたれば、己は毎に、うれたみ、かなしみ、さて、聖勅のやむことなきに、泣かざるを得ず、あはれ、當局者は、既に翻然として、悔いられつらむ、教育家は、既に釋然として、悟られつらむ、既に悔いて且、悟りつらむには、國體の精華を發揚し、教育の淵源を討究せむは、さらにも云はず、我が國民たるものは、國家の觀念を養成して、聖意に悖らざらむやう務むべきなり、さて、然かせむには、左の條々を履修せざるべからず、又我が當局者、教育家等は、強ひても履修せしめざるべからず、

第一 國語

世に國語ほど、大切なる者はあらじ、さるは、此の國語によりて、思想を通じ、交際を爲すはさらなり、我が國體の精華を發揚し得べき、第一の要素なればなり、

第二 國史

國語に次ぎては國史なり、此の國史によりて、政度文物の沿革を知り、言語風俗の變遷を悟るはさらなり、我が教育の淵源を討究し得べき、第一の要素なればなり、

此の他、猶多少の要素なきにあらざるも、要するに、我が道德の大基礎ともなり、教育の大頭腦ともなるべきものは、以上の二要素に過ぎず、殊に國語は、我が國民たるもの、常に使用する所にして、一日も欠くべからざるものなり、されば、先、此の國語を擴張して、さて、漸々に國體の精華を發揚すべし、かゝれば、國史は、獎勵せずとも、自然に研究せまほしくなり

もてゆきつゝ、遂に教育の淵源をも討究するにいたらむ、こは、己が國語と國史とは、密接の關係ありて、須臾も離るべからざるものといひし所以なりけり、抑、己は、教育家にあらず、然るに、かゝる教育家めきたることを言ひ出でしものは、彼の聖勅によりて、我が教育社會の幼稚なりしてことを知りたればなり、既にその幼稚なりしことを知りぬ、知りて言はざるは不忠なり、いかでか、當局者を憚かり、教育家を恐れて、いたづらに矚目して止みぬべき、雷に止みぬべきのみか、猶進みて教育界に入り及ばすながら一臂の力を添へむと思ひ、爰に友人米山長太郎氏と謀り、て、聯合教員講習會といふを設立し、今月今日を以て開會の式を擧ぐ、此の會や、先、小學教員に、切要なる學科を教授し、且、將來尋常師範學校、尋常中學校、高等女學校等の教員たらむと欲する者のために、必要なる科目を講述して、國家有用の教育者を養成するを目的とす、事、誇大に似たり

といへども、教ふるは、學ぶの半、といふ確言に本づき、己が非才淺學を顧みず、自つから進みて講師となり、猶世の諸學士、諸博士たちの賛助を乞ひて、足らざる所を補はむとす、幸にも、米山氏は、曾て帝國大學の特約生となりて、專ら教育學を修められたれば、教授法、管理法等、すべて普通教育上の事は、氏擔當せられ、國語國史を始めとして、凡、我が國學上の事は、己が擔當すべきなり、さて、此の會、各小學の教員諸氏の賛成を得て、いよ盛大になりたらんには、各科専門の諸學士、諸博士たちを、講師として聘せむも、亦難からざるべし、只杞憂に堪へざるは、小學教員たちが、猶聖勅の由來を悟らず、國學の根源を知らず、いたづらに、皮相の見もて、國文學は、一種の流行物なり、流行にかくれては、身は立てがたしなといふ妄想を抱き、さて、此の會員となられむことを、因りて聊、肝膽を吐露して、諸氏を驚かし置くなり、今より後、當局者は、國語國史を以て、教育の基

礎を鞏固にせむことを務めらるべく、教育家は、國語國史を以て、國家の觀念を養成せむことを務めらるべく、さて、我が講習員は、國語國史を以て、教育界に入門せらるべし、教育の基礎、既にたち、國家の觀念、既に遍からむには、陛下の勅語を煩はしまつるには、至らざらむ、曩に之を煩はしまつりしは、全く當局者の罪のみ、教育家の責のみ、是、己が聖勅を奉讀して先、泣き、さて、當局者の訓令を見て泣き、更に教育家の狼狽を見て泣きし所以なり、請ふ此の會に入らむ人は、彼の聖勅を眷々服膺して、所謂國體の精華を發揚し、教育の淵源を討究し、己をして又重ねて、うれたみ、かなしむ、さて、泣かざらしめられむことを、

日本語學新論正誤

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------|--------|
| 凡例一 | 七 | ガ | ガ |
| 二十三 | 五 | 濁ル、音、 | 濁ル音 |
| 二十五 | 十一 | 奚不 | 何不 |
| 三十一 | 四 | アングル | アングロ |
| 三十二 | 十一 | アルレツド | アルフレツド |
| 三十六 | 十 | 至 | 至る |
| 五十八 | 十二 | 漢子 | 漢字 |
| 五十九 | 三 | 末松謙澄氏 | 末松謙澄氏 |
| 七十 | 一 | 我レガ | 我が |
| 八十六 | 十二 | 文漢 | 漢文 |
| 八十八 | 十二 | 漢字ナ | 漢字ナ |
| 八十九 | 十二 | 客易ク | 客易ク |
| 九十二 | 一 | 掌ヲ | 掌ヲ |
| 九十四 | 六 | 古字 | 古言 |

百三
百五
百七
百九
百十
百十五
百二十六
百二十九
百三十
百三十二
百四十
百四十一
百四十一
百六十
附録二
九

七 七 五 九 二 十一 六 九 一 十二 三 一 十一 五 十 三
六割注

語の八衢
名詞にはぬ
「フ」を廢をして
癖わざ
さる筋
興亡
たへざるもある
同區
用ゐざめなり
名詞
アタシ
オトン
オト、サマ
されば、
陛下御口づから
のみか

詞の八衢
名詞には「エ」
「フ」を廢して
癖わざ
さる筋
興亡
たへざるもある
同神田區
用ゐざめり
名詞
ワタシ
オドン
オトサ
されば、
天皇陛下
のみかは

明治二十四年六月廿八日印刷
明治二十四年六月廿九日出版

正價金貳拾五錢



著者

新潟縣士族

佐藤 寛

京都府平民

佐々木 佐七

印刷者

宮田 務

發行所

文明 館

東京市神田表神保町三十番地
東京市神田區南神保町四番地
東京市神田區三田四國町二番地
東京市芝區三田四國町二番地
東京市京橋區宗十郎町十五番地
地國文社
東京 堂